

群馬県食育推進計画(第5次)  
**ぐんま食育こころプラン(案)**

2026(令和8)年3月

群 馬 県

## 目次

第1章 計画策定の基本的な考え方 .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置付け .....	2
第3節 計画の期間 .....	3
第4節 策定の方針と推進体制 .....	3
第2章 食をめぐる現状と課題 .....	5
第1節 保健医療を取り巻く社会環境の変化 .....	8
第2節 食育への関心度・認知度 .....	15
第3節 食育に関する実践状況 .....	17
第4節 食品の安全性に関する意識 .....	24
第5節 食を取り巻く様々な現状 .....	25
第6節 これまでの計画の取組状況 .....	29
第7節 今後取り組むべき課題 .....	32
第3章 群馬県が目指す食育の方向 .....	33
第1節 基本理念 .....	33
第2節 計画の目標 .....	34
第3節 基本方針 .....	35
第4節 施策展開のテーマと施策体系 .....	36
第4章 各施策における主な取組 .....	38
第1節 家庭における食育 .....	38
第2節 学校、保育所等における食育 .....	42
第3節 地域における食育 .....	47
第4節 生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化 .....	56
第5節 食文化の継承のための活動 .....	60
第6節 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報提供 .....	63
第7節 食育推進運動の展開と社会環境づくり .....	66
第5章 数値目標・事業指標 .....	70
第1節 数値目標設定の考え方 .....	70
第2節 食育の推進に当たっての具体的な目標 .....	70
■数値目標一覧 .....	71
■事業指標一覧 .....	75
資料 1 ○○	
資料 2 ○○	
資料 3 ○○	

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 第1節 計画策定の趣旨

食育基本法(平成17年法律第63号)は、近年の我が国の食をめぐる状況の変化に伴い、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」(同法第1条)ことを目的として、2005(平成17)年6月に制定されました。同法では、食育に関し基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現を目指しています。

群馬県では、同法に基づき策定した群馬県食育推進計画「ぐんま食育こころプラン」(2006(平成18)年～2010(平成22)年)に始まり、第2次(2011(平成23)年～2015(平成27)年)、第3次(2016(平成28)年～2020(令和2)年)、第4次(2021(令和3)年～2025(令和7)年)と20年にわたり、市町村、関係機関・団体等、多様な関係者とともに食育を推進してきました。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行により、対面での活動が制限される中でも、関係機関等と連携し、情報発信や取組の工夫を行い、食育の推進を図ってきました。

これにより、全ての市町村において食育推進計画に基づく取組が進められ、地域での計画的な食育の推進が図られました。また、食育に関する意識調査(2024(令和6)年度)の結果では、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合や非常時の食料を用意している人の割合等が増加するなど、県民の食に対する行動や意識の改善がみされました。

さらに、保育所等においては指針や計画の策定が進み、学校においては学校給食等をとおした地場産物・食文化への理解を深める取組が行われるなど、家庭・地域・教育現場などの多様な場面で食育に関する取組が着実に進んでいます。

一方で、若い世代では、朝食の欠食や主食・主菜・副菜を揃えて食べる頻度、郷土料理や伝統料理の認知度、自ら食事を調理する頻度がいずれも低い等の課題が依然として見受けられます。

また、人生100年時代の安心の基盤は「健康」であり、健康寿命を延伸するためには、乳幼児期を含む子どもから若い世代、高齢者に至るまで、生涯を通じて県民一人一人が、栄養バランスに配慮した食事を習慣的に摂取し、健康で幸せにつながる食生活を実践していくことが重要です。

加えて、家族構成の変化やライフスタイル、働き方の多様化といった社会環境が変化する中、誰一人取り残すことなく食育の機会を広く届けられるよう、市町村をはじめ民間企業や団体など多様な関係者との連携がますます必要となっています。

そこで、これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、食に関する様々な活動を通して、県民の健全な食生活の実現、豊かな食文化の継承・発展、環境に配慮した食育を一層推進することを目指し、県、市町村、関係機関・団体等、地域全体が連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間を計画期間とする新たな群馬県食育推進計画(第5次)「ぐんま食育こころプラン」を策定します。

#### 《食育とは》

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること(食育基本法前文より)

## 第2節 計画の位置付け

### ■法的根拠

食育基本法(平成17年法律第63号)(以下「法」という。)第17条第1項で規定する都道府県食育推進計画とします。

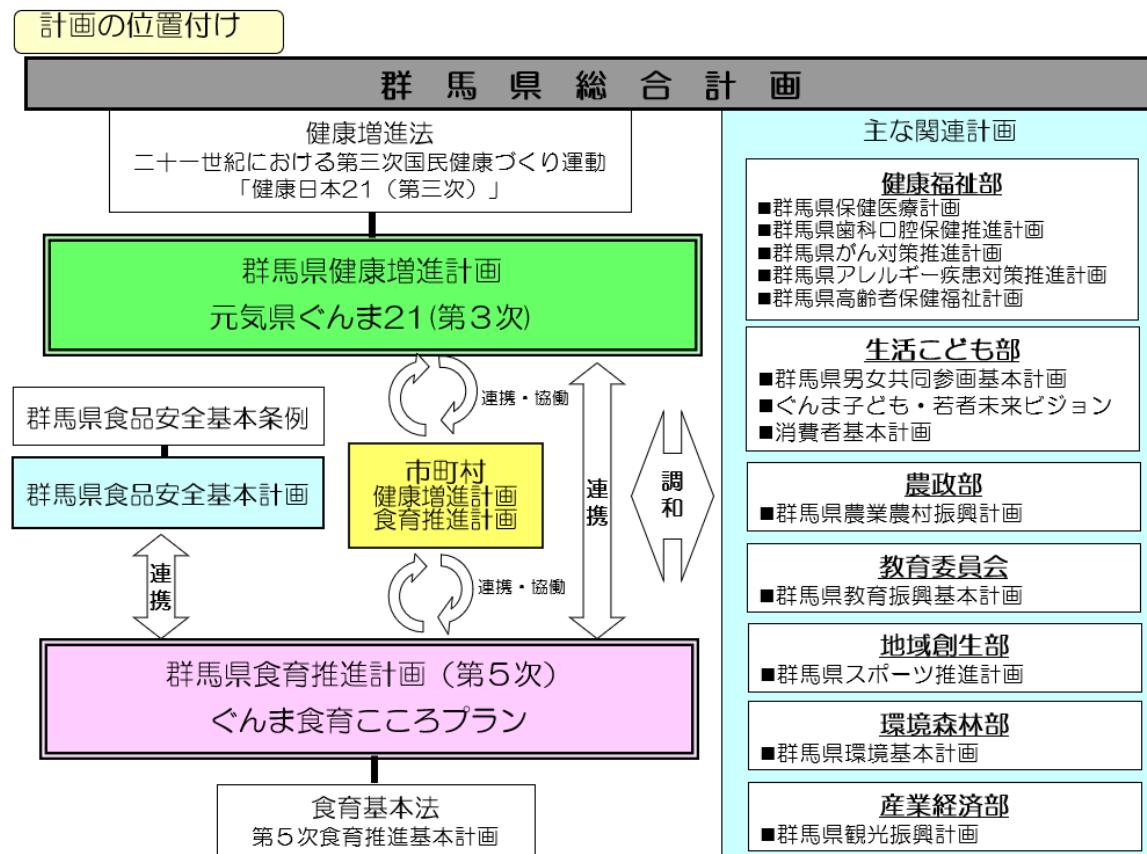
### ■計画体系

「群馬県総合計画」と連動し、健康分野における最上位計画「群馬県健康増進計画(元気県ぐんま21)」及び食品衛生分野における最上位計画「群馬県食品安全基本計画」の個別基本計画に位置付けます。

また、群馬県の食育に関連する諸計画との整合性を図ります。

### ■県民視点

食育は、家庭、学校、職域、地域等において力強く推進されることが求められていますが、その実践に当たっては、県民一人ひとりの共感と自発的な意思に基づくことが必要であることから、県民の視点を大切にした計画とします。



## 第3節 計画の期間

2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5か年とします。

なお、期間中に社会情勢や推進体制、関連する諸計画等に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 第4節 策定の方針と推進体制

### ■ P D C A の視点を活かす

群馬県では、2024(令和6)年度に「食育に関する県民意識調査」、「大学生の食に関する実態・意識調査」、「幼稚園・保育所(園)・認定こども園における食育の取組に関する調査」を実施し、県民の食育に関する意識や食を取り巻く現状と課題の分析を行いました。

さらに、第4次計画の進捗状況及び評価に基づき、これまでの取組の成果を検証しました。

これらの結果とともに、県民の健康や食をめぐる現状と諸問題、国の施策の動向等を踏まえ、第5次計画を策定します。

### ■ 市町村への支援につなげる

県民に、より身近な食育の実践の場である市町村における食育推進の現状を把握し、市町村の食育推進を支援する計画として推進します。

### ■ 地域や分野のつながりと広がりを重視する

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで県民の健全な食生活を実現し、豊かな食文化の継承や「食」による地域のつながりを一層強化し、幅広い分野での広がりを大切にした計画とします。

### ■ 持続可能な開発目標（SDGs<sup>1</sup>）を推進する

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性<sup>2</sup>のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、2030(令和12)年までに達成する国連目標として、2015(平成27年)年9月国連サミットで採択されました。

17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)が設定されており、全ての国が取り組むべきものとされています。

また、日本では「SDGs アクションプラン 2023」の中で、8つの優先課題のうち「健康・長寿の達成」の主な取組として、「食育の推進」を位置付けています。

そこで、群馬県の第5次食育推進計画では、持続可能な未来のために、特に「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「12 つくる責任つかう責任」等の目標達成に資する施策を推進していきます。

1 SDGs:Sustainable Development Goals の略称

2 包摂性(ほうせつせい):一定の範囲の中に包み込むこと



## ■推進体制

食育の推進に当たっては、県民一人ひとりが食育の必要性等を理解し、実践し、継続することが重要です。

そのため、群馬県では、健康増進施策の推進を図るために組織されている「元気県ぐんま21推進会議」を核とし、府内関係部局と連携、協働して効果的な食育施策の推進及び評価検証を行います。

また、各関係機関及び食育に関係する各種団体の代表者等で構成する「群馬県食育推進会議」、地域においては「地域食育推進ネットワーク会議」等を通じて、多様な関係者との連携を図り、総合的かつ効果的に施策を展開します。

## 第2章 食をめぐる現状と課題

「食」は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かすことができません。「食」は、単なる栄養摂取の手段にとどまらず、家族・地域とのつながり、文化の継承など、社会的にも重要な役割を果たしています。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で幸せな暮らしの実現に大きく寄与するものであり、幸福度を判断する際に「健康状態」を重視する人が多いことからも、健康と食は、幸せにつながる重要な要素であるといえます。

また、単身世帯の増加や家族構成の変化、ライフスタイル・働き方の多様化など、食をめぐる社会環境が大きく変化する中で、食生活のあり方も多様化しています。こうした変化の中で、食の大切さに対する意識が希薄化するとともに、健全な食生活や古くから地域で育まれてきた多彩な食文化が失われつつあることが危惧されています。

県民の健康面においては、食塩の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養等の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れ、これらに起因する肥満や生活習慣病、過度の瘦身や低栄養等の問題も指摘されています。

また、食に関する情報が氾濫し、情報の受け手である県民が、正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられることから、食の安全性を確保するとともに、科学的知見に基づき合理的な判断を行う能力を身につけた上で、健全な食生活の実践に必要な食の選択ができるよう、県民の食の安全に関する知識習得を支援する必要があります。

さらに、食べ残しや食品廃棄等の食品ロスの問題は、食環境を守る上で見直すべき課題であり、食料の生産から消費まで、持続可能な状態で行われることが重要です。食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の気持ちを持つことや理解が深まる取組を通して食料問題を検討していくことが求められています。

## ＜計画策定にあたり参考とした調査の概要＞

### ■「令和6年度食育に関する意識調査」

#### (目的)

食育に関する県民意識を的確に把握し、「群馬県食育推進計画」の評価及び次期計画の策定等の基礎資料とすることを目的に実施した。

#### (対象者及び回収状況)

	対象者	回収	(回収率)
一般県民(18歳以上の男女)	1,500人	1,500人	(100%)

#### (期間)

アンケート調査 2024(令和6)年11月20日～12月6日

### ■「令和5年度食品の安全等に関する県民意識調査」

#### (目的)

食の安全・食育等に関する県民意識を的確に把握し、「群馬県食品安全基本計画」の評価及び次期計画の策定等の基礎資料とすることを目的に実施した。

#### (対象者及び回収状況)

	対象者	回収	(回収率)
一般県民(18歳以上の男女)	1,500人	1,500人	(100%)

#### (期間)

アンケート調査 2023(令和5)年10月6日～10月23日

### ■「令和3・4年度県民健康・栄養調査」

#### (目的)

県民の食物摂取状況や生活習慣状況の実態を明らかにし、栄養改善をはじめとする県民の健康づくり対策について検討するための基礎資料とともに、健康増進計画「元気県ぐんま21(第2次)」等の健康増進施策や栄養改善対策などの企画・評価に活用することを目的に実施した。

#### (対象者及び調査実施人数)

2021(令和3)年国民健康・栄養調査の対象として抽出された10地区及び2015(平成27)年国勢調査の一般調査区から層化無作為抽出した4地区の合計14地区内の世帯で、各調査地区が設定した調査基準日にふだん住んでいる者すべての世帯及び世帯員とした。

県内 14地区 456世帯 1,018人(男性486人・女性532人)

#### (期間)

栄養摂取状況調査 2022(令和4)年10月～11月中のうち、日曜日及び祝日を除く任意の1日

身体状況調査 2022(令和4)年10月～11月のうち、調査地区の実情を考慮して、最も

高い受診率をあげうる日時

生活習慣調査 2021(令和3)年11月～12月中

### ■「幼稚園・保育所・認定こども園における食育の取組に関する調査」

#### (目的)

幼稚園、保育所(園)、認定こども園における食育の取組状況を把握し、「群馬県食育推進計画」の評価及び次期計画策定の参考とすることを目的に実施した。

#### (対象者及び回収状況)

	対象者	回収(回収率)
幼稚園	57	55(96.5%)
保育所(園)	247	174(70.4%)
認定こども園	273	208(96.6%)

#### (期間)

アンケート調査 2025(令和7)年2月

■「令和6年度大学生の食に関する実態・意識調査」

(目的)

若い世代の代表である県内の大学生等の食生活に関する実態を把握するとともに、「食育」に関する意識を調査・分析することにより、今後の若い世代への食育支援推進のための基礎資料とすることを目的に実施した。

(対象及び調査実施人数)

県内大学(4年制大学 15 校、短期大学 6 校、以下「対象校」という。)に在籍する学生を調査の客体とした(1,675 人)。対象校別の客体数については、調査対象の分野別、学年別、性別に偏りがないよう調整した。

回収数 1,430 人(回収率 85.4%)、有効回答数 1,427 人(有効回答率 85.2%)

(期間)

2024(令和 6)年 12 月～2025(令和 7)年 1 月中旬

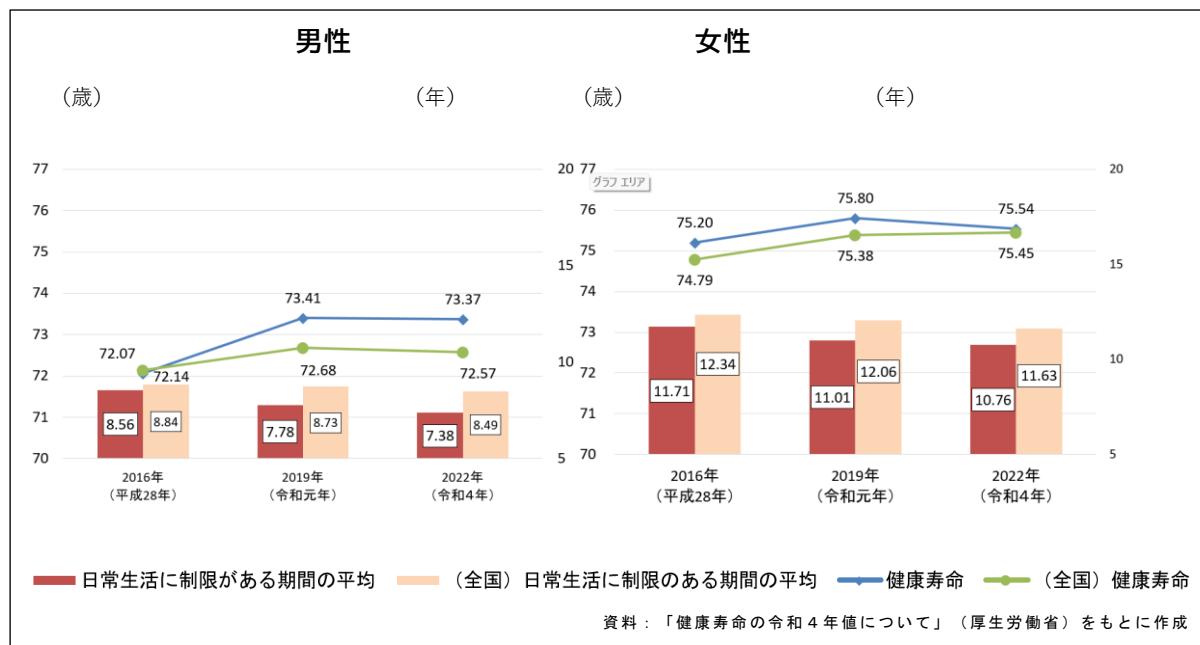
## 第1節 保健医療を取り巻く社会環境の変化

### 1 平均寿命と健康寿命

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義され、国が行う国民生活基礎調査における質問に対し、「健康上の問題がない(健康な状態である)」と回答した人のデータ等から算出されています。国では、健康寿命延伸プランにおいて、2016(平成 28)年を起点として 2040(令和 22)年までに男女ともに健康寿命を 3 年以上延伸し、75 歳以上となることを目指しています。

群馬県の 2022(令和 4)年の健康寿命は、男性が 73.37 年、女性が 75.54 年であり、2016(平成 28)年からの推移をみると、男女ともに延伸しています。一方、平均寿命と健康寿命との差(日常生活に制限のある期間)は、男性が 7.38 年、女性が 10.76 年であり、前回調査の 2019(令和元)年と比べ、男女ともに差が縮小しています。

高齢化が進展する中で、健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを上回ることが必要であり、群馬県では、2031(令和 13)年までに健康寿命を男性 73.95 歳、女性 77.08 歳に延伸することを目指しています。



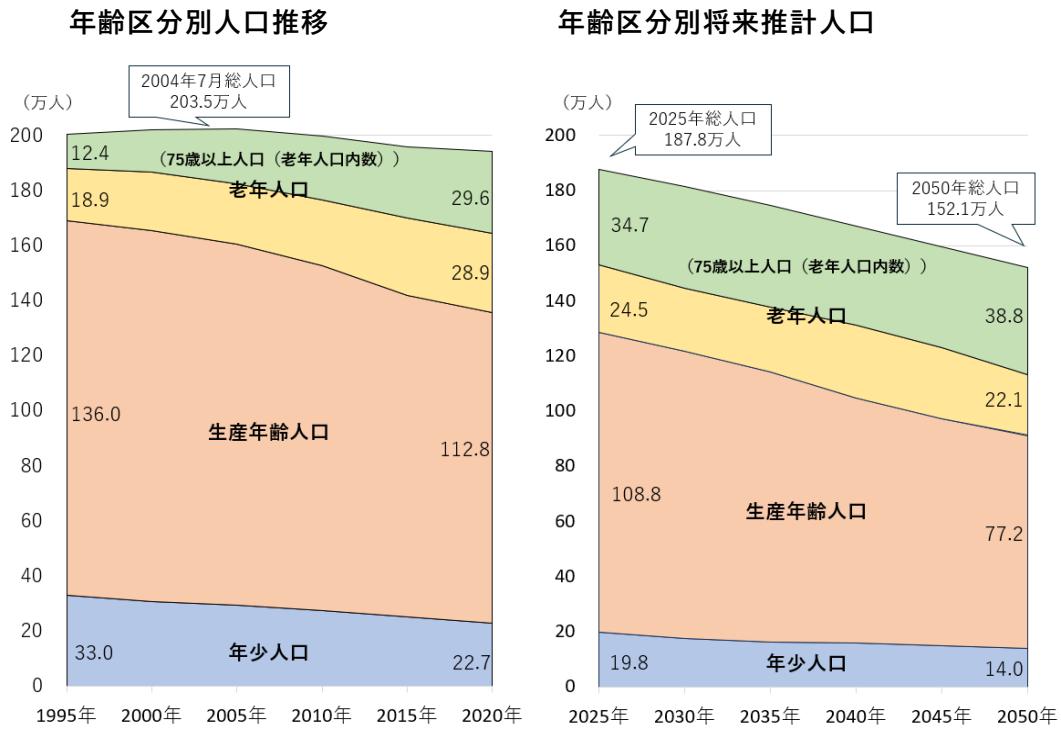
### 2 人口の推移と将来推計

群馬県の人口は、2004(平成 16)年 7 月の 203 万 5 千人をピークに減少し続けています。「日本の地域別将来推計人口(2023(令和 5)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)によれば、群馬県の年少人口(0~14 歳)や現役世代(15~64 歳の生産年齢人口)が減少する一方で、老人人口(65 歳以上人口)は 2040(令和 22)年までは増加すると推計されています。

また、2050(令和 32)年の群馬県人口の構成割合は、年少人口 9.2%、生産年齢人口

50.8%、老人人口 40.0%となることが予想されています。

人口減少・少子高齢化に伴う労働力の不足が想定される中で、農業や食料が将来にわたって持続可能となることが重要です。



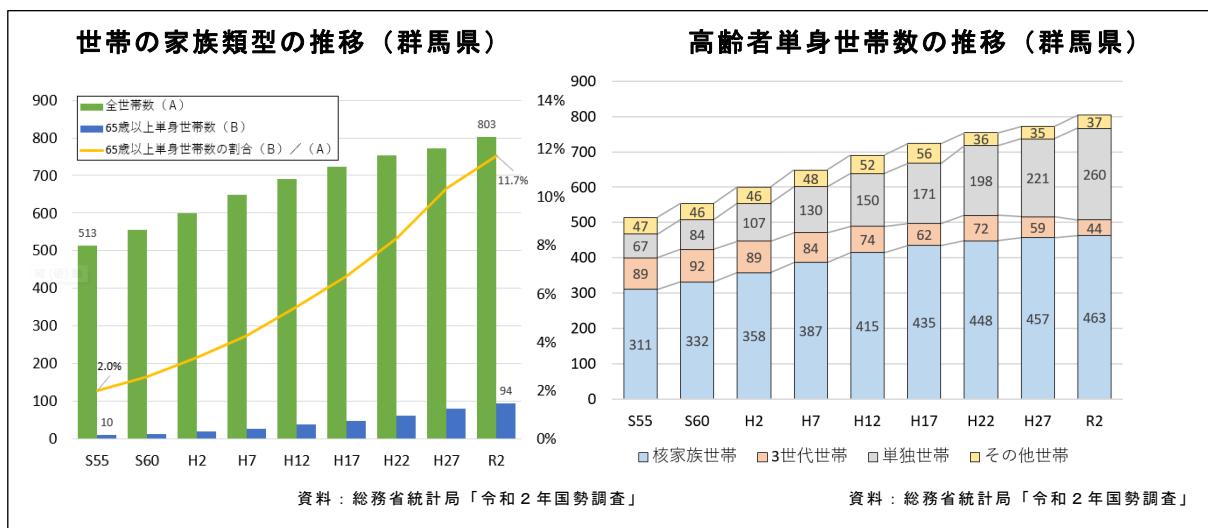
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

### 3 家族形態の多様化

少子高齢化の進展や生活環境の変化に伴い、核家族化の進行、共働きや単身世帯の増加等、家族形態が多様化しています。

群馬県の世帯数は増加していますが、その内訳は核家族世帯と単独世帯(一人暮らし世帯)の増加によるものです。また、高齢者(65歳以上)の単身世帯が増加しており、全世帯の11.7%となっています。

このような状況の中、食育を推進する上での家庭における役割や食文化の継承等が希薄化していることがうかがえます。



#### 4 生活習慣病に関する死亡の現状

群馬県の生活習慣病関連の主な死亡率は全国で高い傾向です。特に、男女とも心疾患、脳血管疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、腎不全で全国順位が高くなっています。健康的な生活習慣の実践が重要です。

#### 群馬県の年齢調整死亡率(人口10万対)・全国順位 2020(令和2)年

	男性		女性	
	年齢調整死亡率	順位	年齢調整死亡率	順位
全死亡	1378.6	8	762.3	6
悪性新生物	382.3	32	192.2	25
心疾患	203.8	10	117.6	14
脳血管疾患	101.1	15	59.7	16
糖尿病	17.5	8	8.1	13
慢性閉塞性肺疾患	30.3	11	3.8	5
腎不全	31	7	13.9	22

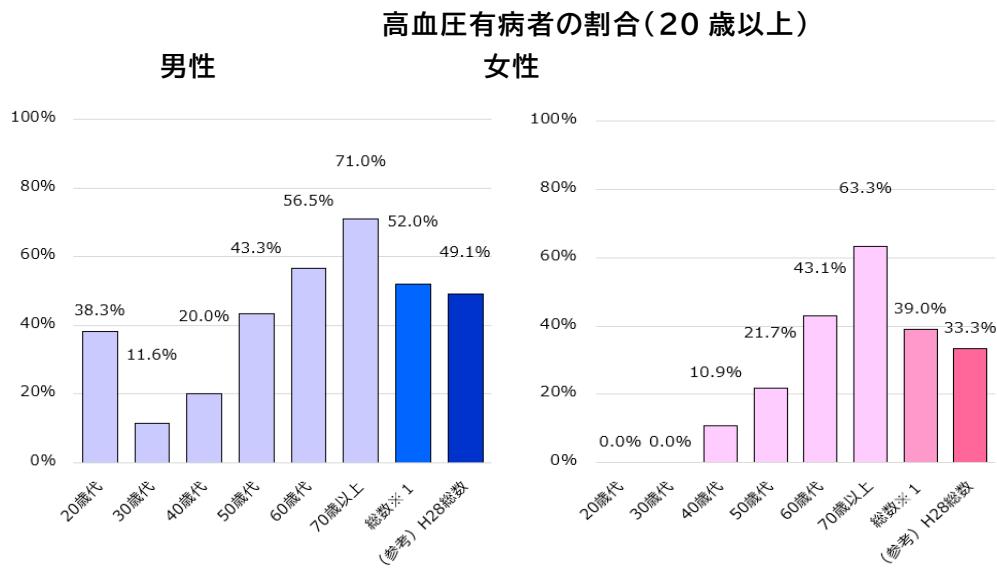
資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

#### 5 健康状態と食物(栄養)の摂取状況

##### (1) 血圧の状況

群馬県の死亡の現状から、優先すべき危険因子であると考えられる高血圧有病者の割合は、「令和3・4年度県民健康・栄養調査」の結果によると、男性 52.0%、女性 39.3%でした。年代別では男性の 70 歳代以上で 71%、女性の 70 歳代以上で 63.3%でした。

高血圧は、脳血管疾患や心疾患を含む循環器疾患の危険因子であり、更なる改善及び予防対策が重要です。



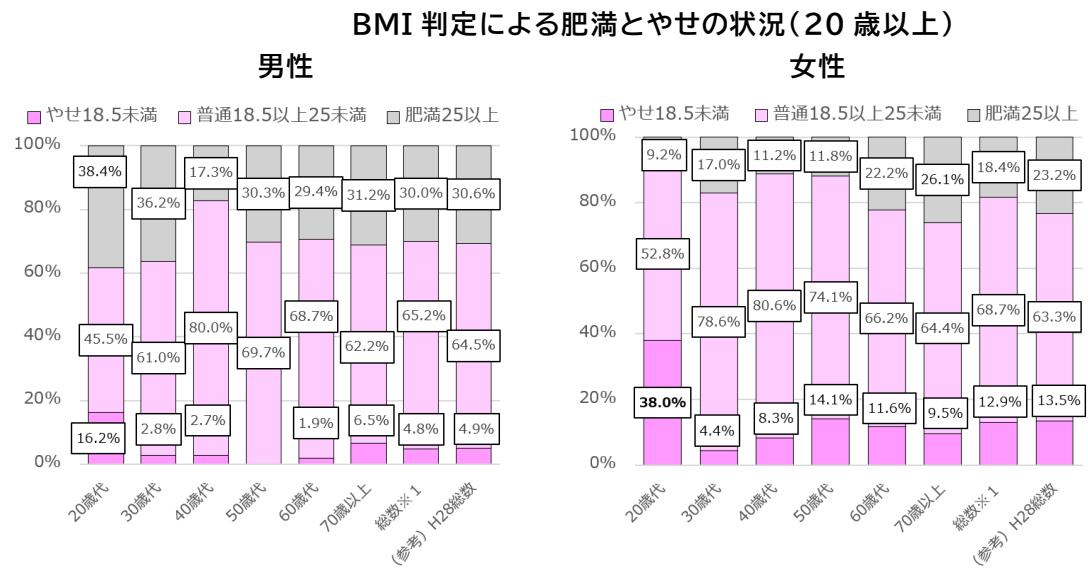
資料：「令和3・4年度県民健康・栄養調査」

## (2)肥満及びやせの状態(BMI判定の状況)

「令和3・4年度県民健康・栄養調査」の結果によると、肥満(BMI25以上)の割合は、全体では男性の20歳代で38.4%、30歳代で36.2%と高くなっています。

やせ(BMI18.5未満)の割合は、20歳代の女性で38.0%と高くなっています。

体重は生活習慣病や健康状態と大きく関連し、世代や性別により過栄養と低栄養の問題が異なる中、ライフステージを通して、適正体重を維持することが重要となります。



資料：「令和3・4年度県民健康・栄養調査」

## (3)食塩摂取量

食塩摂取量は、1985(昭和60)年から2021(令和3)年までに1人1日当たり平均値で5.1g減少し、10.5g(男性11.0g・女性9.9g)となりましたが、群馬県健康増進計画「元気県ぐ

んま21(第3次)」の目標量である7gを上回っています。

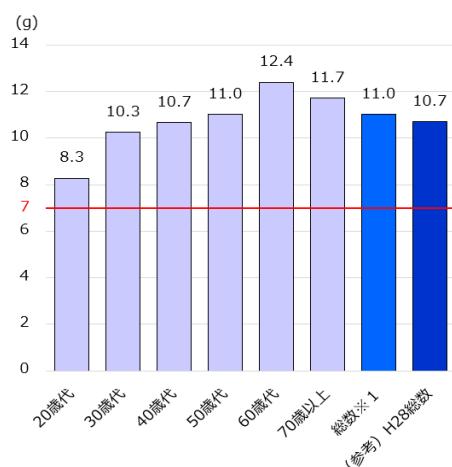
年代別の1人1日当たり食塩摂取量の平均値は、男性の60歳代が最も高く12.4gでした。

また、「日本人の食事摂取基準(2025年版)」では、食塩相当量<sup>1</sup>の目標量を、成人男性7.5g/日未満、成人女性6.5g/日未満としています。

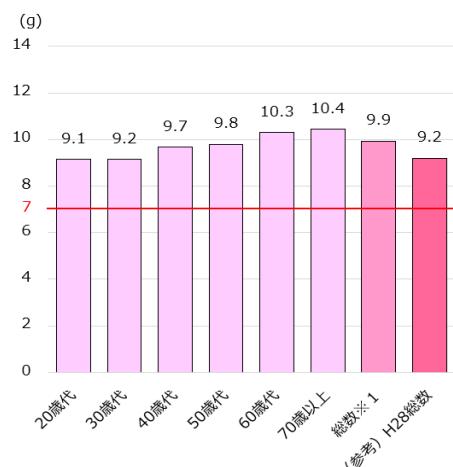
高血圧の改善及び予防の観点からも、「だし」を上手に利用する等、日本型の食事の特長を活かし、食塩摂取量を減少させるための更なる取組が重要です。

1人1日当たりの食塩摂取量(20歳以上)

男性

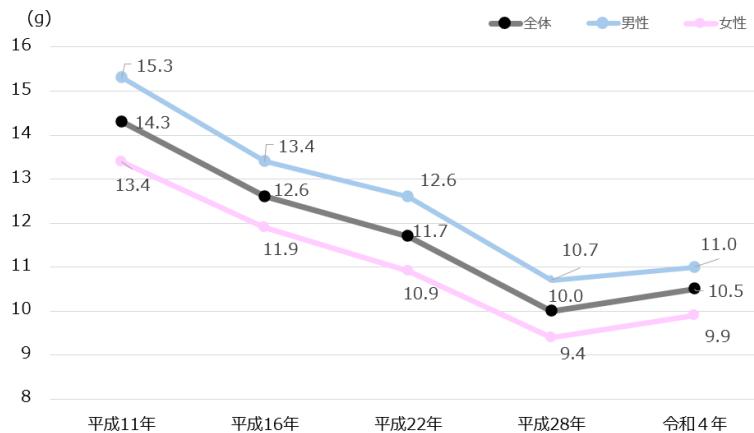


女性



資料：「令和3・4年度県民健康・栄養調査」

食塩摂取量の年次推移(20歳以上 1人1日当たり)



資料：「令和3・4年度県民健康・栄養調査」

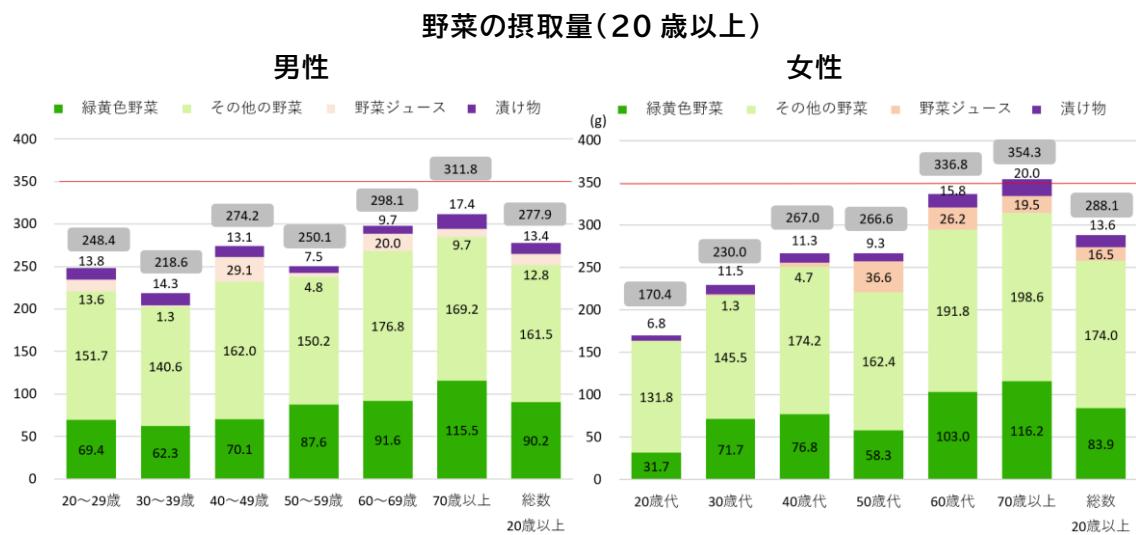
#### (4)野菜の摂取量

「令和3・4年度県民健康・栄養調査」の結果によると、野菜の平均摂取量は、20歳以上の全

1 食塩相当量(g)=ナトリウム(g)×58.5/23=ナトリウム(g)×2.54

体では1人1日当たり 282.8g、男女別では男性 288.1g、女性 277.9g であり、群馬県健康増進計画「元気県ぐんま21(第3次)」の1日の目標摂取量である350gを下回っていました。野菜1皿を70gとした場合、1日に5皿以上の野菜を摂取する必要があり、あと1皿分不足しています。

生活習慣病予防に有効とされる、カリウム、ビタミン、食物繊維等の適量摂取に向け、野菜摂取量を1皿分(70g)増加させるための取組が引き続き必要です。



資料：「令和3・4年度県民健康・栄養調査」

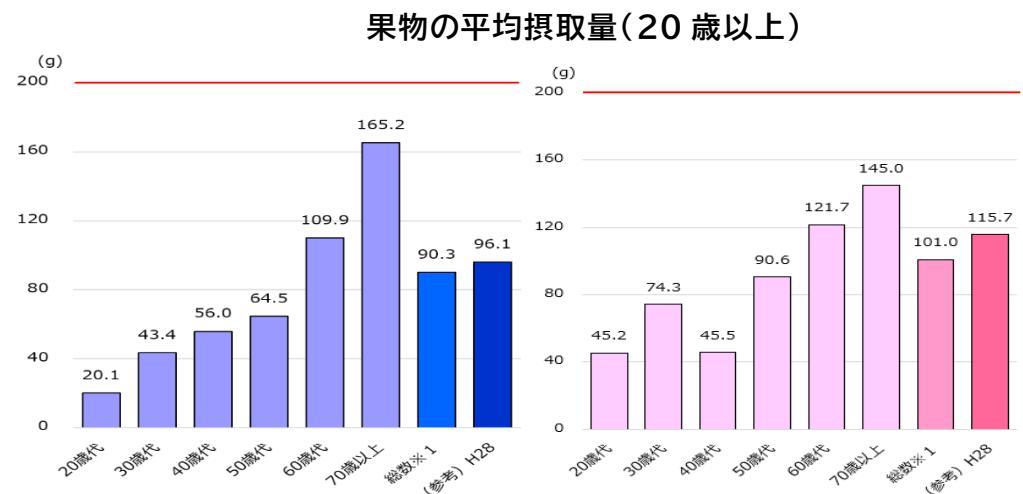
### (5) 果物の摂取量

「令和3・4年度県民健康・栄養調査」の結果によると、果物の平均摂取量は、20歳以上の全体では1人1日あたり95.8g、男女別では男性90.3g、女性101.0gであり、群馬県健康増進計画「元気県ぐんま21(第3次)」の1日の目標摂取量である200gを下回っていました。年代別では、20歳代から50歳代で平均摂取量が100g未満と少ない状況でした。

果物は、ビタミンやミネラル、食物繊維の含有量が多い食物で、健康維持や疾病予防に役立つ機能性成分も豊富に含まれており、がん予防の観点からも果物の摂取が推奨されています。一方で、摂取量が多すぎると血中中性脂肪や体重の増加を来す可能性があります。

また、野菜や果物は、色、香り、味などで季節を感じることができ、食卓に彩りと豊かさをプラスします。

群馬県は、四季を通して豊富な野菜や果物が生産されていることから、地産地消の推進と併せて、おいしくバランスの良い食事のためにも、適量の摂取を推進する取組が重要です。



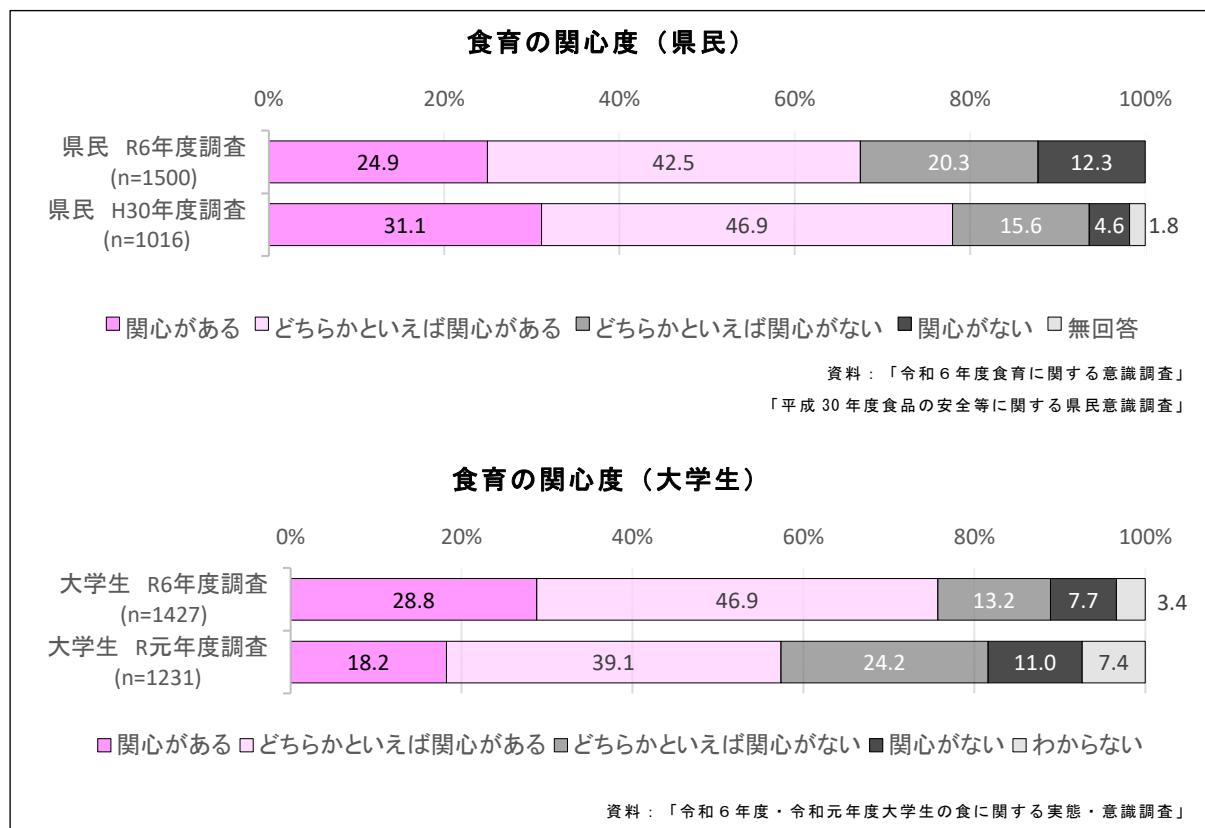
資料：「令和3・4年度県民健康・栄養調査」

## 第2節 食育への関心度・認知度

### 1 食育への関心度

「令和6年度食育に関する意識調査」(群馬県)(以下「令和6年度県民意識調査」という。)の結果によると、県民の「食育の関心度」(「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計値)は、67.4%となり、前回調査(2018(平成30)年度)と比べ減少しました。

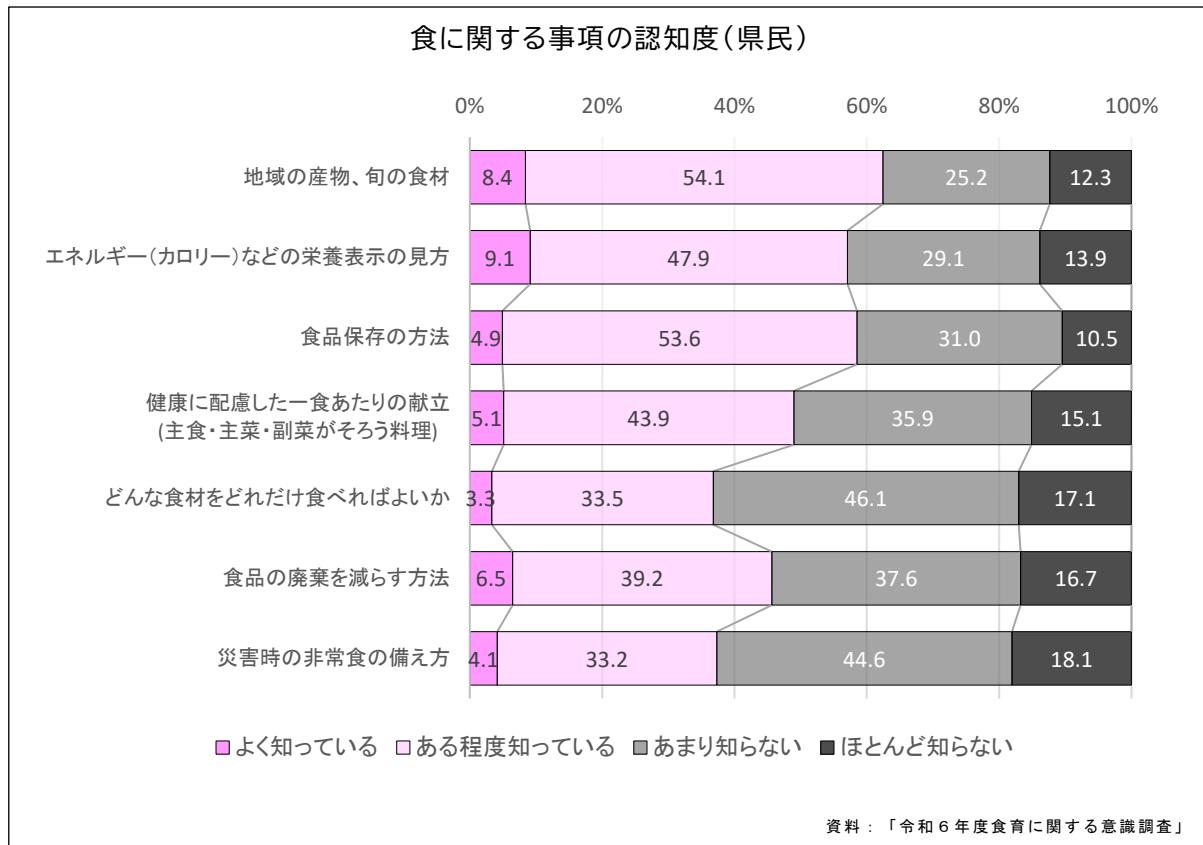
一方、「令和6年度の大学生食に関する実態・意識調査」(群馬県)(以下「令和6年度大学生実態調査」という。)の結果によると、大学生の「食育の関心度」は75.7%であり、前回調査(令和元年度)の57.3%と比べると増加しました。引き続き、若い世代から食育への関心を高めることが必要です。



### 2 「食」に関する事項の認知度

「令和6年度県民意識調査」によると、食に関する各項目について、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『認知度』は、「地域の産物、旬の食材」が62.5%と最も高く、次いで「食品保存の方法」が58.5%、「エネルギー(カロリー)などの栄養表示の見方」が57.0%の順でした。

一方、「あまり知らない」と「ほとんど知らない」を合わせた『知らない』とした人の割合は、「どんな食材をどれだけ食べればよいか」が63.2%、「災害時の非常食の備え方」が62.7%、「食品の廃棄を減らす方法」が54.3%と多い状況でした。食品を無駄なく料理する知識・技術、災害時の栄養・食生活に関する知識・技術等の普及が重要です。

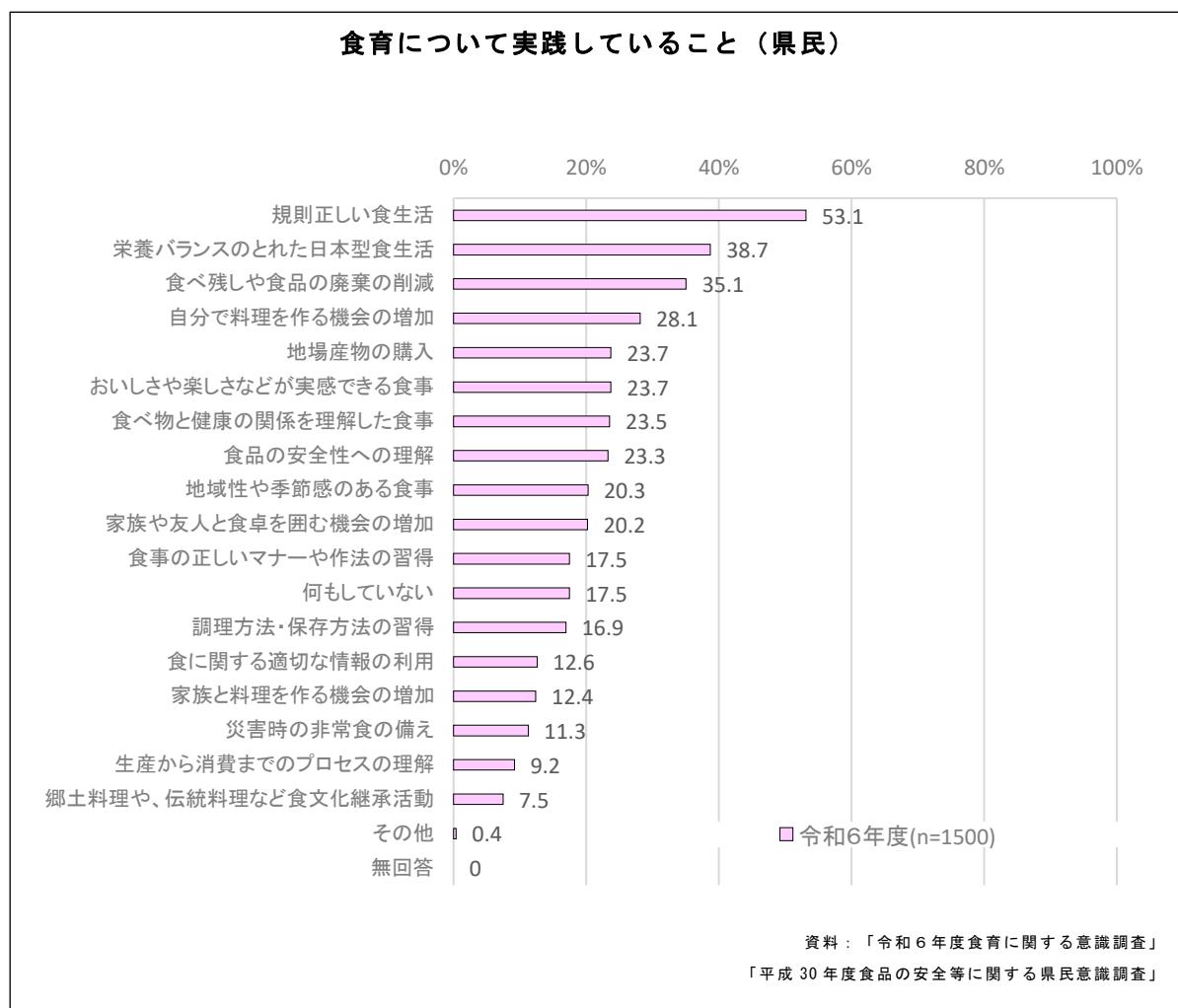


### 第3節 食育に関する実践状況

#### 1 食育に関する実践状況

「令和6年度県民意識調査」によると、食育に関する実践状況は、「規則正しい食生活」や「栄養バランスのとれた日本型食生活」、「食べ残しや食品の廃棄の削減」が多く見られました。「生産から消費までのプロセスの理解」は、前回より微増しましたが、依然として実践割合が低く、農業等の体験活動を通じた実践的な食育活動が必要です。

また、「郷土料理や、伝統料理など食文化継承活動」は最も低い割合あるため、地域等での活動の中で、食文化を継承する活動の推進等が必要です。



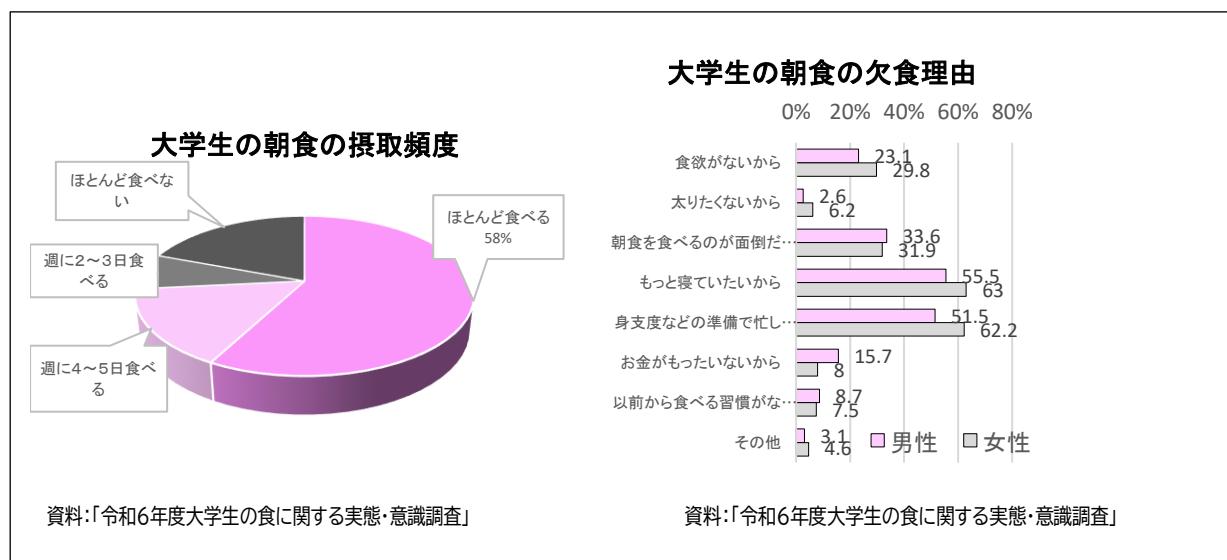
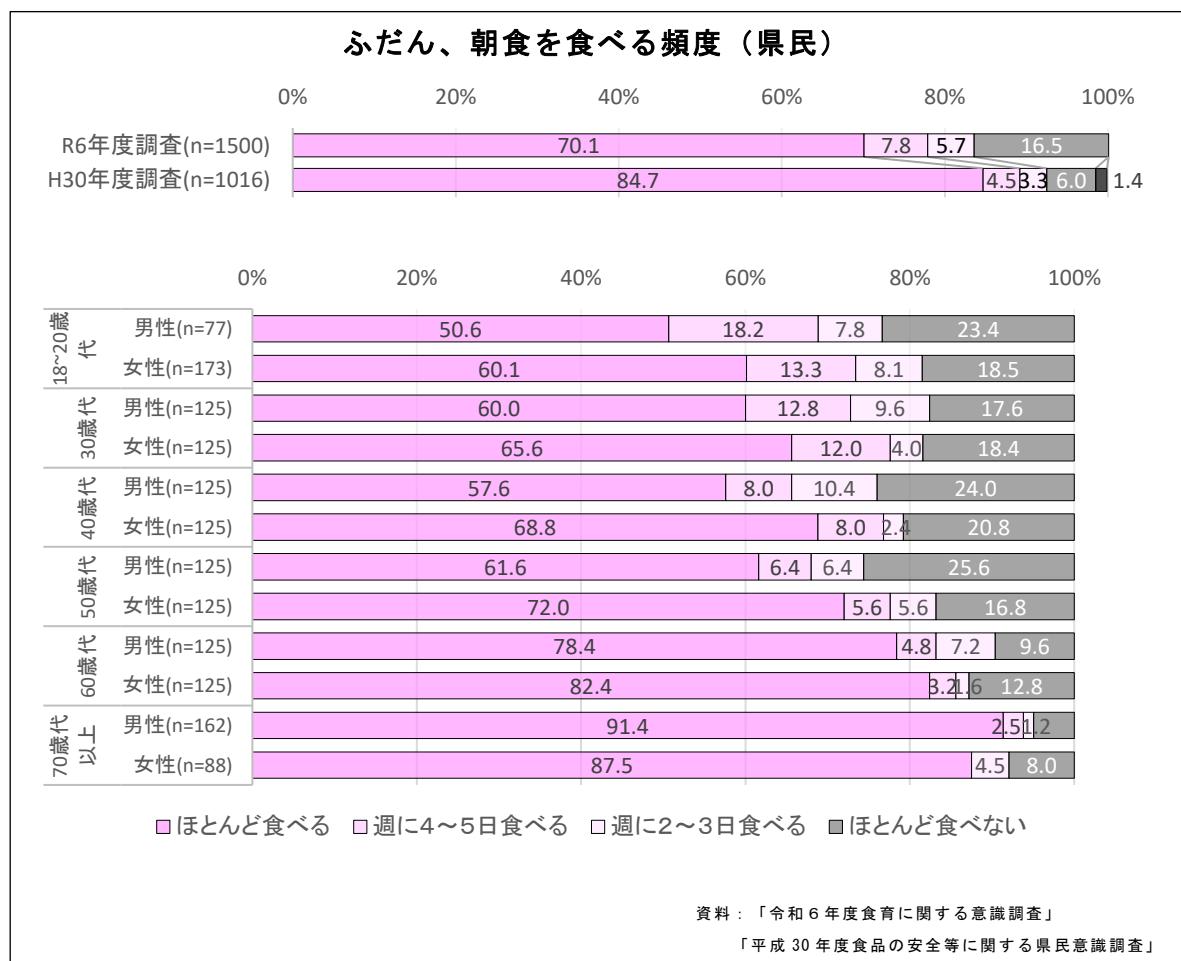
#### 2 朝食を食べる頻度

「令和6年度県民意識調査」によると、朝食を「ほとんど毎日食べる」人は全体では 70.1%で、前回調査(平成30年度)と比べて、14.6 ポイント減少しました。年代別に見ると、18歳-50歳代の男性で「ほとんど毎日食べる」人は5~6割でした。特に、18~20歳代、40歳代、50歳代男性では、2割以上が朝食を「ほとんど食べない」と回答しました。

また、「令和6年度大学生実態調査」によると、朝食を「ほとんど毎日食べる」人は 58.0%で、

女性よりも男性で、居住形態別では自宅や学生寮よりも一人暮らしや下宿で、朝食の欠食頻度が高い傾向にありました。欠食の理由としては、前回調査(2018(平成30)年度)同様、「もっと寝ていたいから」「身支度などの準備で忙しいから」が多くなっています。

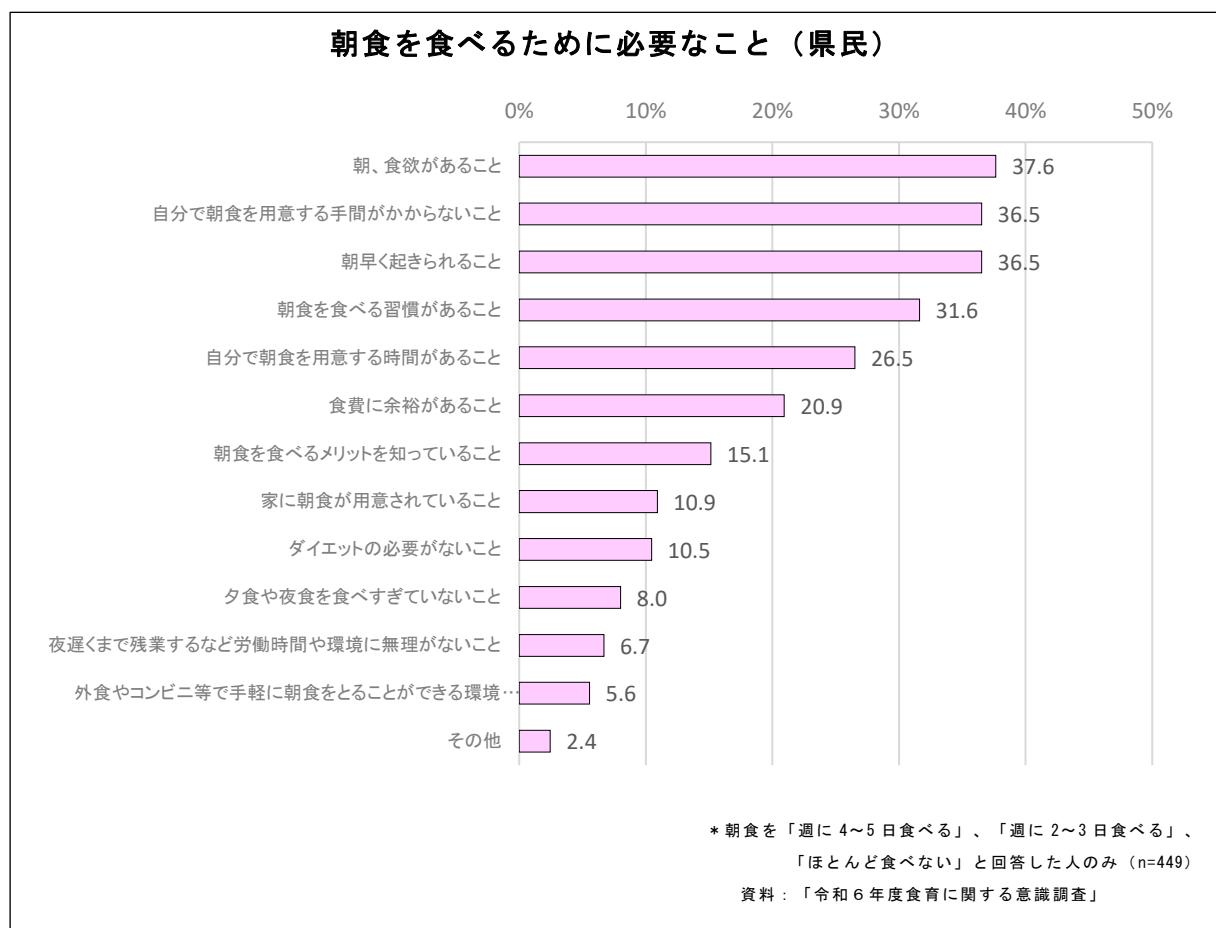
朝食を食べる習慣は、バランスの良い食事や良好な生活リズムと関係することから、引き続き、若い世代から朝食を食べる習慣が身につくよう食育の取組が必要です。



### 3 朝食を食べるためには必要なこと

「令和6年度県民意識調査」によると、朝食を「週に4～5日食べる」、「週に2～3日食べる」、「ほとんど食べない」と回答した人のうち、朝食を食べるためには必要なことは、「朝、食欲があること」が37.6%、「自分で朝食を用意する手間がかからないこと」、「朝早く起きられること」がそれぞれ36.5%と高い傾向でした。

朝食を食べるためには、「食欲」、「手間」、「起床時間」といった生活習慣や環境要因への働きかけが重要です。



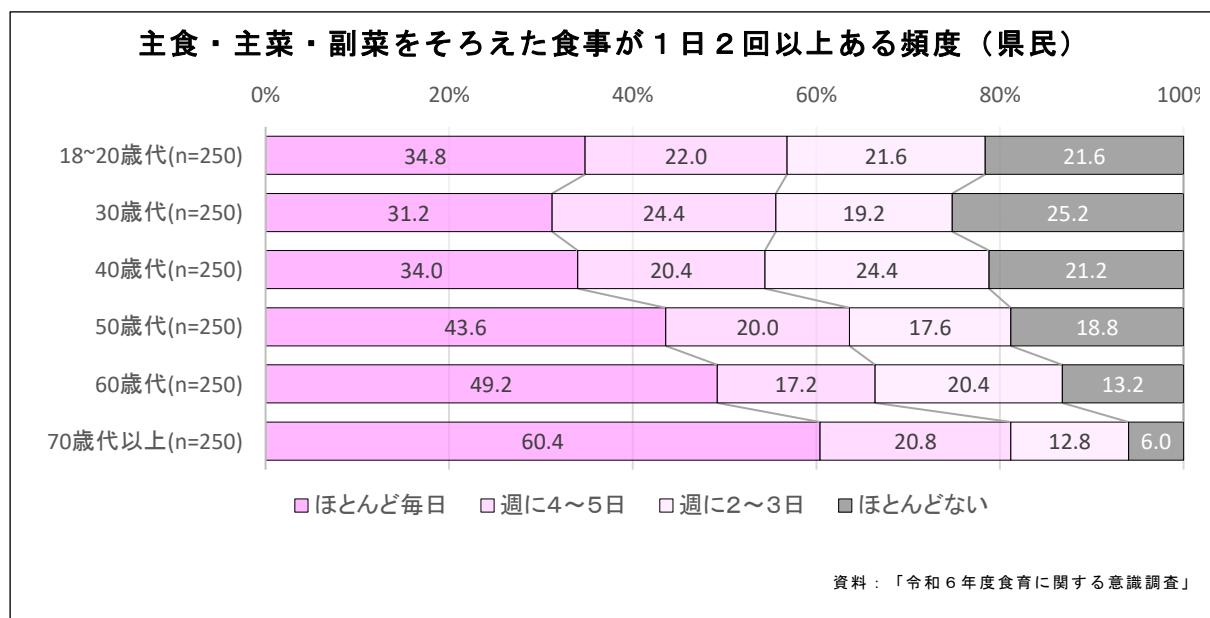
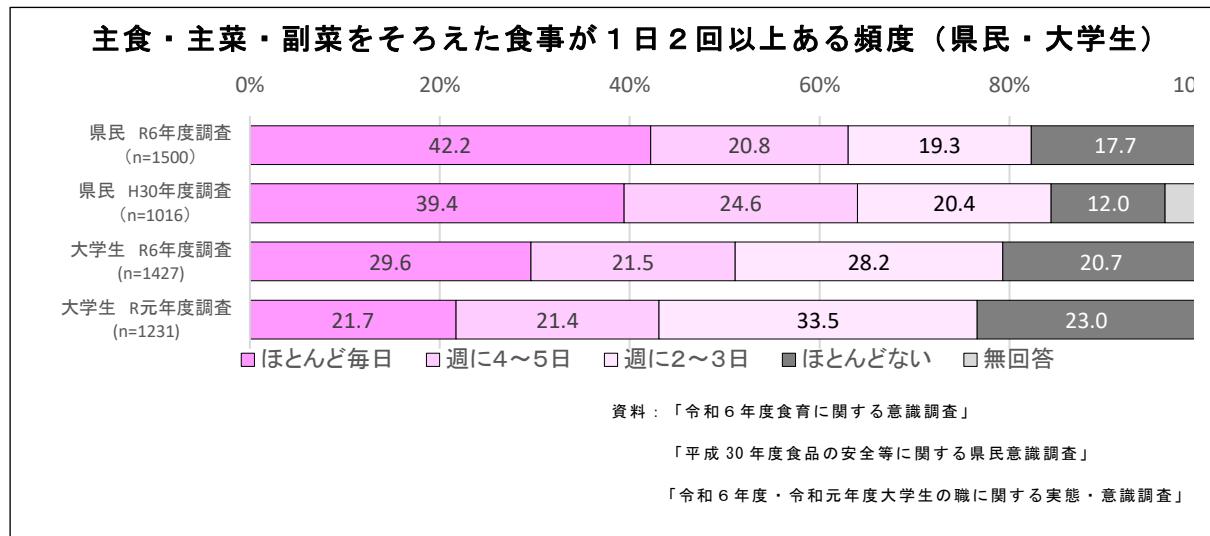
### 4 栄養バランスに配慮した食生活の実践状況

「令和6年度県民意識調査」によると、1日の食事の中で、栄養バランスに配慮した「主食・主菜・副菜をそろえた食事が2回以上ある頻度」は、「ほとんど毎日」とした人の割合が42.2%で、前回調査(2018(平成30)年度)より2.8ポイント増加しました。

年代別に見ると、「ほとんどない」「週に2～3日」と回答した人の合計は、40歳代以下の年代が他の年代と比較して多い傾向でした。

また、「令和6年度大学生実態調査」によると、「ほとんど毎日」とした大学生の割合が29.6%で、前回調査(2019(令和元)年度)より7.9ポイント増加しましたが、依然として、県民全体との結果と比較すると、低い割合です。

朝食を食べる頻度、共食をする頻度等と同様、若い世代への食育の推進が引き続き重要です。



## 5 家族や友人と一緒に食事をする「共食」の頻度と考え方

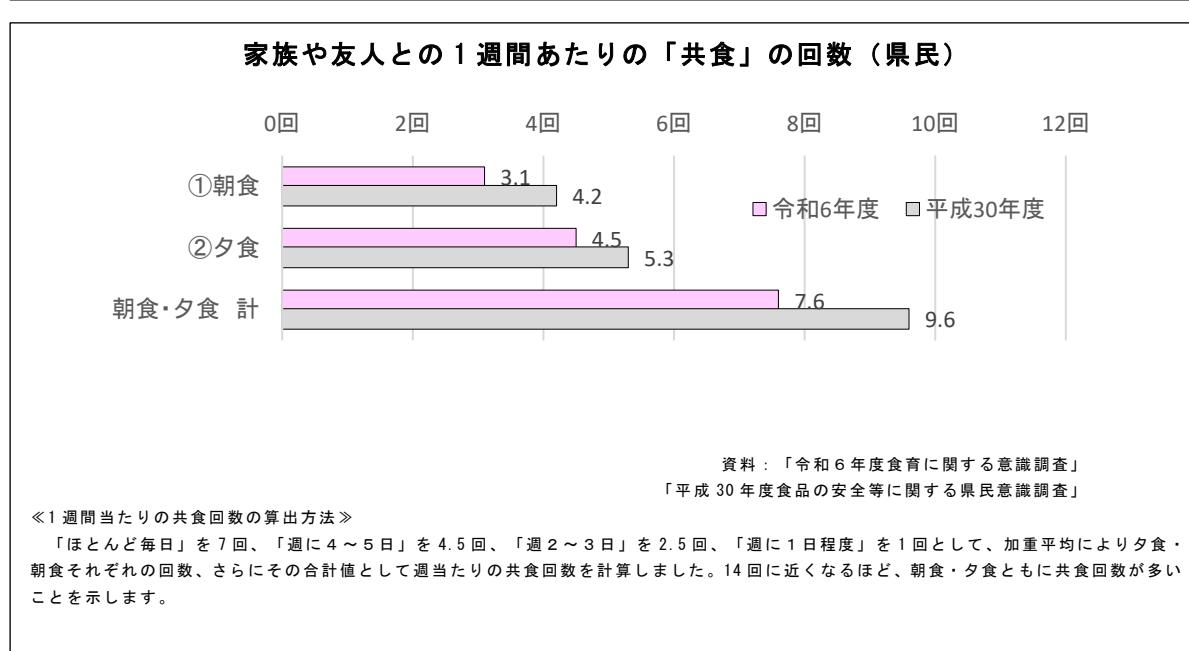
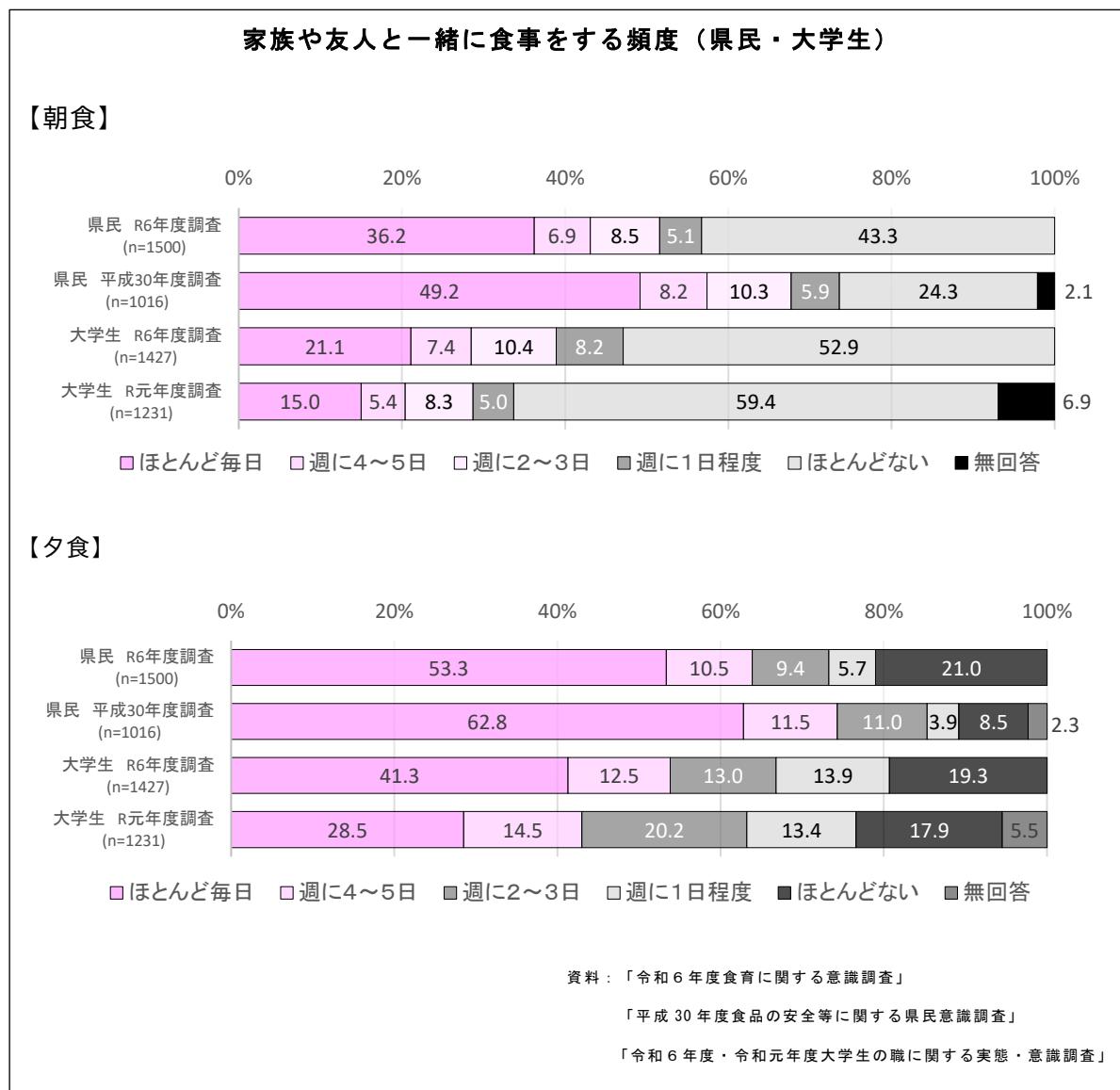
「令和6年度県民意識調査」によると、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の頻度が「ほとんど毎日」の人は、朝食で 36.2%、夕食で 53.3%となり、前回調査(2018(平成 30)年度)と比べると、減少しました。

一方、「令和6年度大学生実態調査」では、朝食で 21.1%、夕食で 41.3%と、県民全体結果と比較すると低い傾向でしたが、前回調査(令和元年度)より、朝食は 6.1%、夕食は 12.8%増加しました。

また、1週間当たりの平均「共食」回数は、朝食 3.1 回/週、夕食 4.5 回/週、合計値は 7.6 回/週で、前回調査(平成 30 年度)の 9.6 回/週と比べて、減少しました。

「共食」をすることは、バランスの良い食事の摂取や規則正しい生活リズムと関係しているといわれています。また、自分が健康だと感じていることとも関係しているといわれています。

「共食」に伴うコミュニケーションは豊かな人間性を育む基となるものであり、その役割は重要です。健全な食生活を実践するために、家庭や地域での「共食」の回数を増やすための取組が必要です。

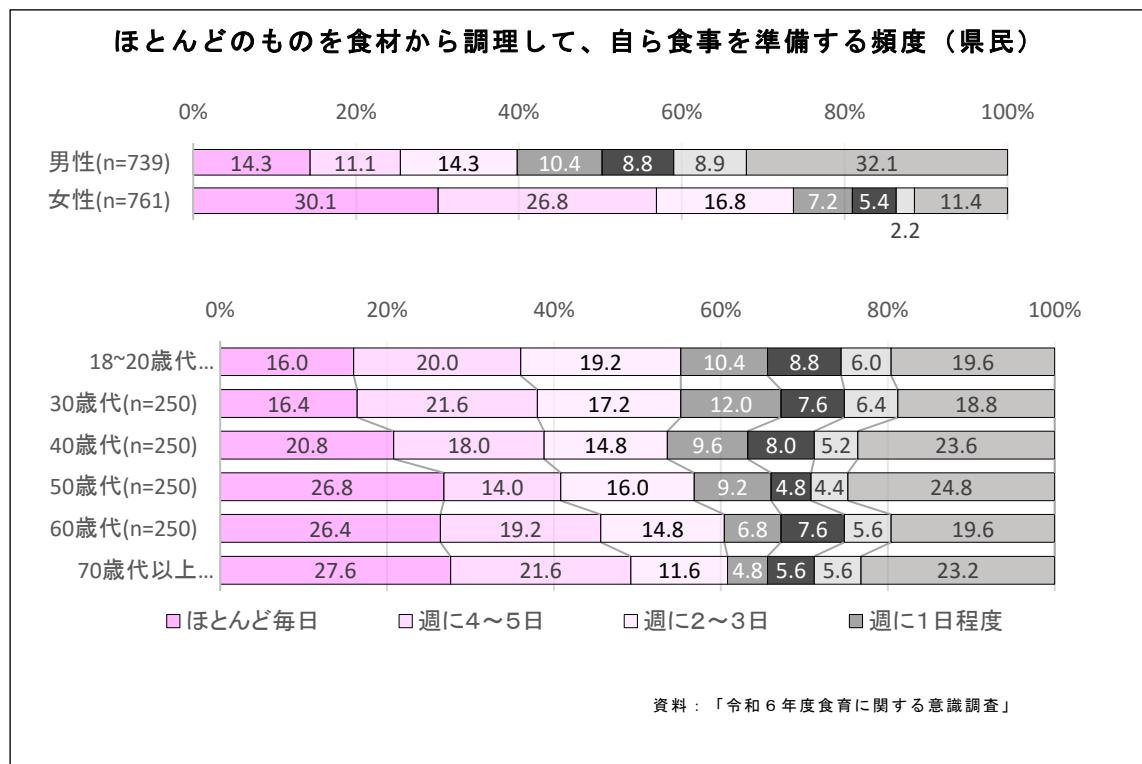


## 6 ほとんどのものを食材から調理して、自ら食事を準備する頻度

「令和6年度県民意識調査」によると、ほとんどのものを食材から調理して、自ら食事を準備する頻度が「ほとんど毎日」の人は、男性で14.3%、女性で30.1%でした。一方、「ほとんどない」とした人は、男性で32.1%、女性で11.4%でした。

年代別では、「ほとんど毎日」とした人の割合が、年代が高くなるとともに増加する傾向となっています。

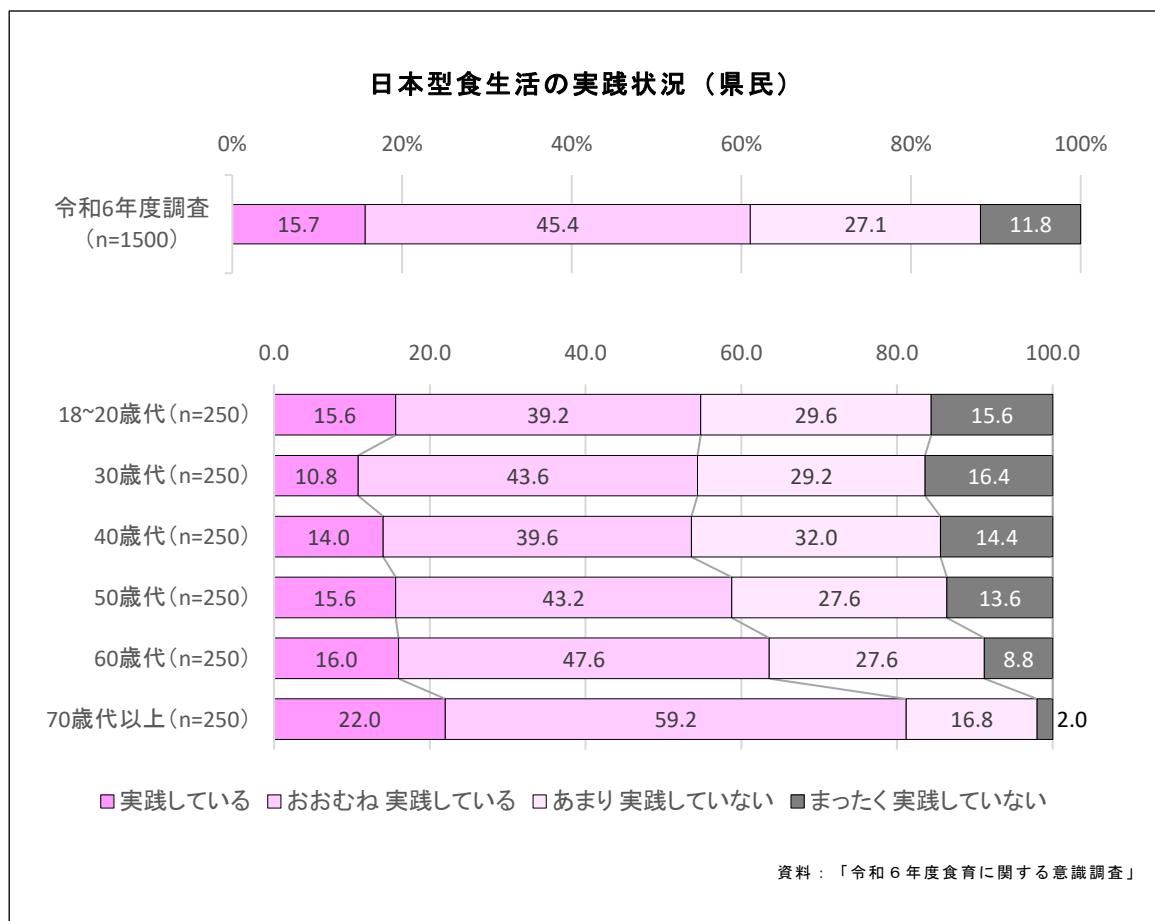
生涯にわたり健全な食生活を送るためには、栄養バランスに配慮した調理ができるよう、若い世代から基礎的な知識や技術を身につけるための取組が重要です。



## 7 日本型食生活の実践状況

「令和6年度県民意識調査」によると、県民の日本型食生活の「実践度」（「実践している」「おおむね実践している」の合計値）は、61.1%でした。

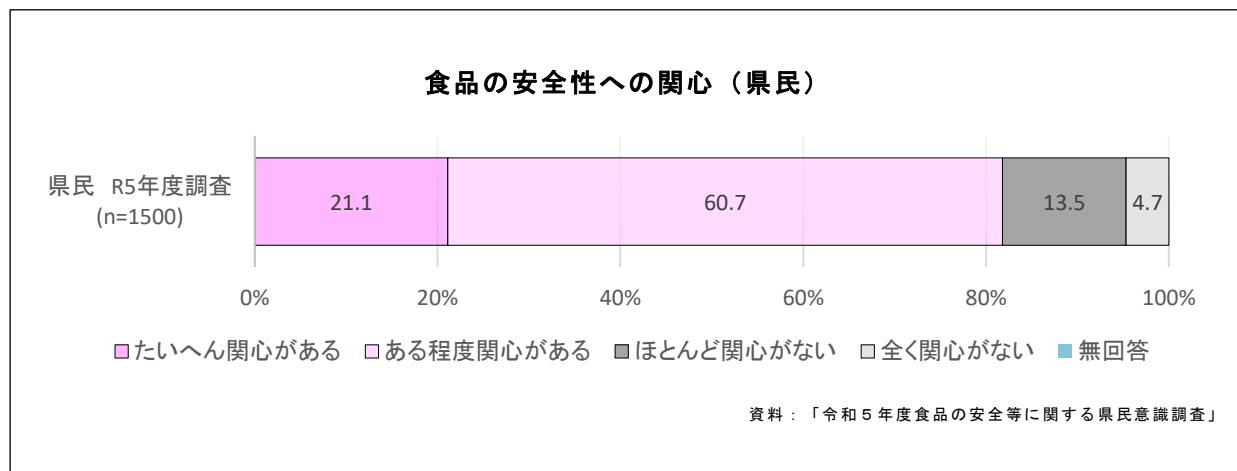
年代別にみると、「日本型食生活の実践度」は、40歳代から年代が上がるにつれて高くなっています。



## 第4節 食品の安全性に関する意識

### 1 食品の安全性への関心

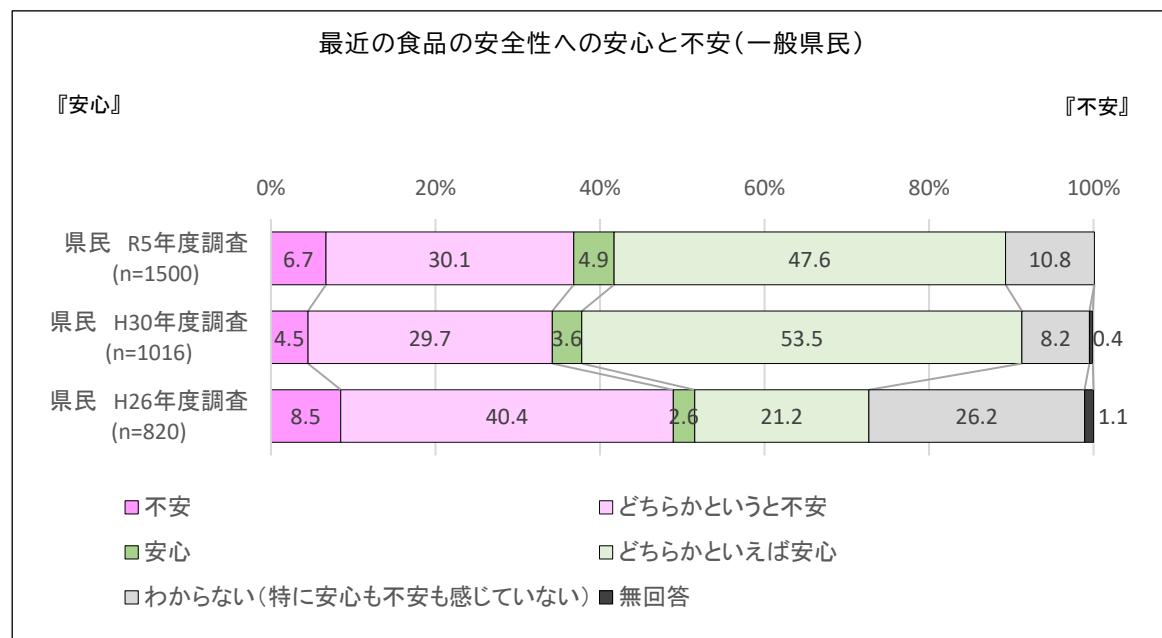
食品の安全性について、「たいへん関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』人の割合は、81.8%となっており、県民の食品の安全性への関心が高いことがうかがえます。



### 2 最近の食品の安全性への安心と不安

「最近の食品の安全性について感じていること」について、「不安」「どちらかといえば不安」を合わせた『不安』とした人の割合は、36.8%で前回調査(2018(平成30)年度)と比較して2.6ポイント増加しました。また、「安心」と「どちらかといえば安心」を合わせた『安心』とした人の割合は、52.5%で前回調査(2018(平成30)年度)と比較して4.6ポイント減少しました。

食品の安全性に対する関心も高いことから、今後もなお一層、県民が食の安全について、正しい情報や知識を得ることができるよう、食育の視点からの取組も求められています。



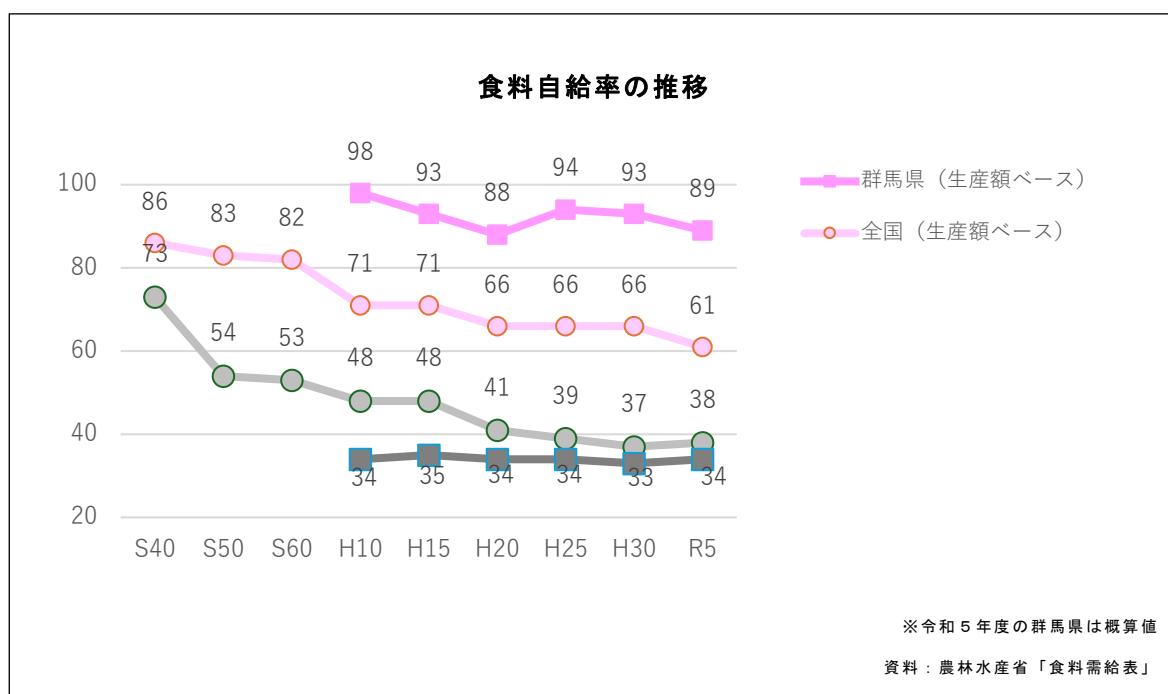
## 第5節 食を取り巻く様々な現状

## 1 食料自給率の推移

食料自給率とは、国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標です。その示し方は、熱量で換算する供給熱量ベース(カロリーベース)と金額で換算する生産額ベースがあり、2つの指標とも長期的に低下傾向で推移しています。

群馬県の供給熱量ベースは全国よりやや低く、ほぼ横ばいに推移していますが、本県のように、付加価値の高い野菜、畜産物などを多く生産している場合、供給熱量ベースに比べ生産額ベースの数値が高くなります。

今後も、地産地消の推進により県産農林水産物の積極的な消費拡大につなげ、農業の重要性への理解促進により、食料自給率を高めていくことが必要です。



## 2 食文化の認知度と継承への意向

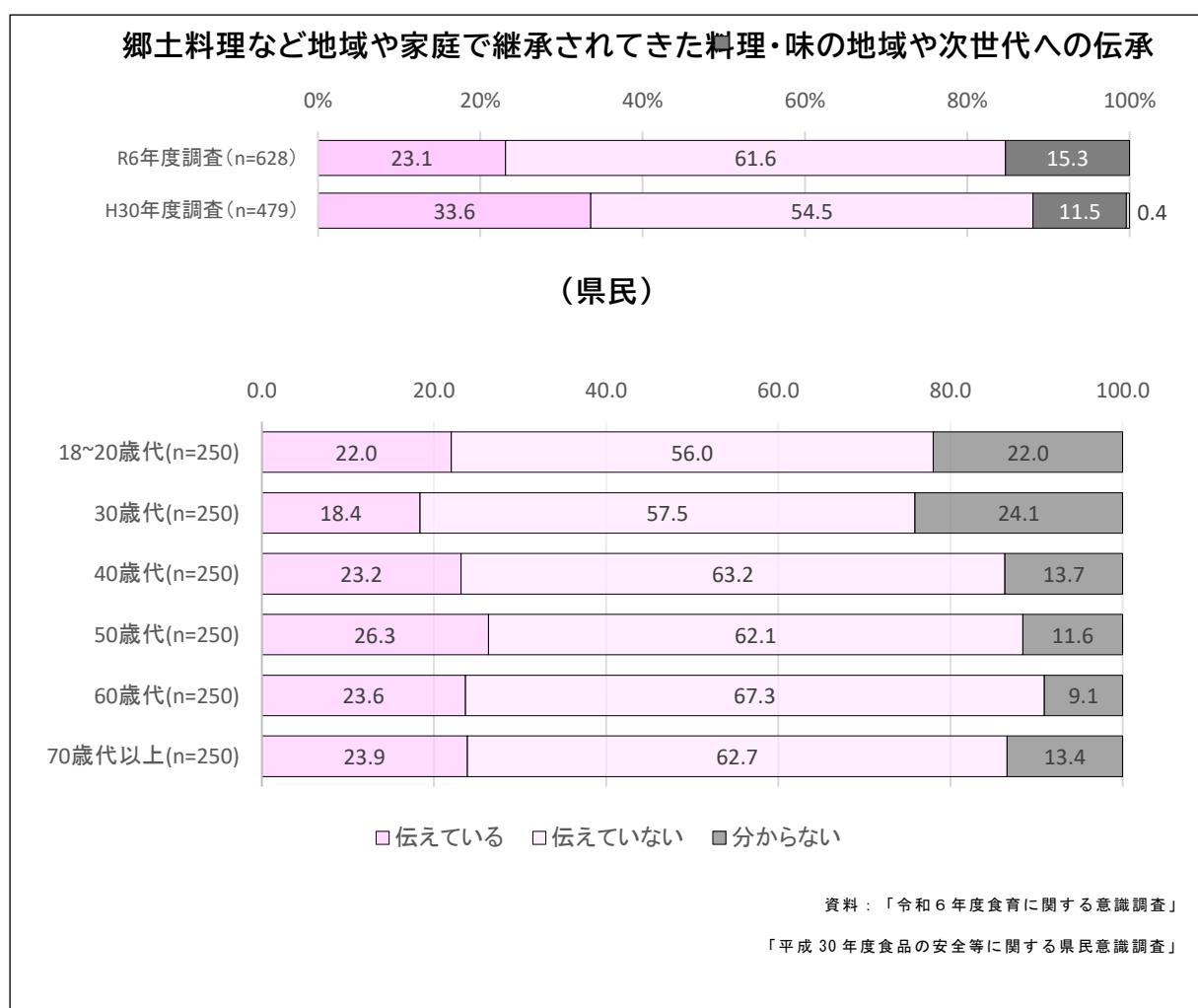
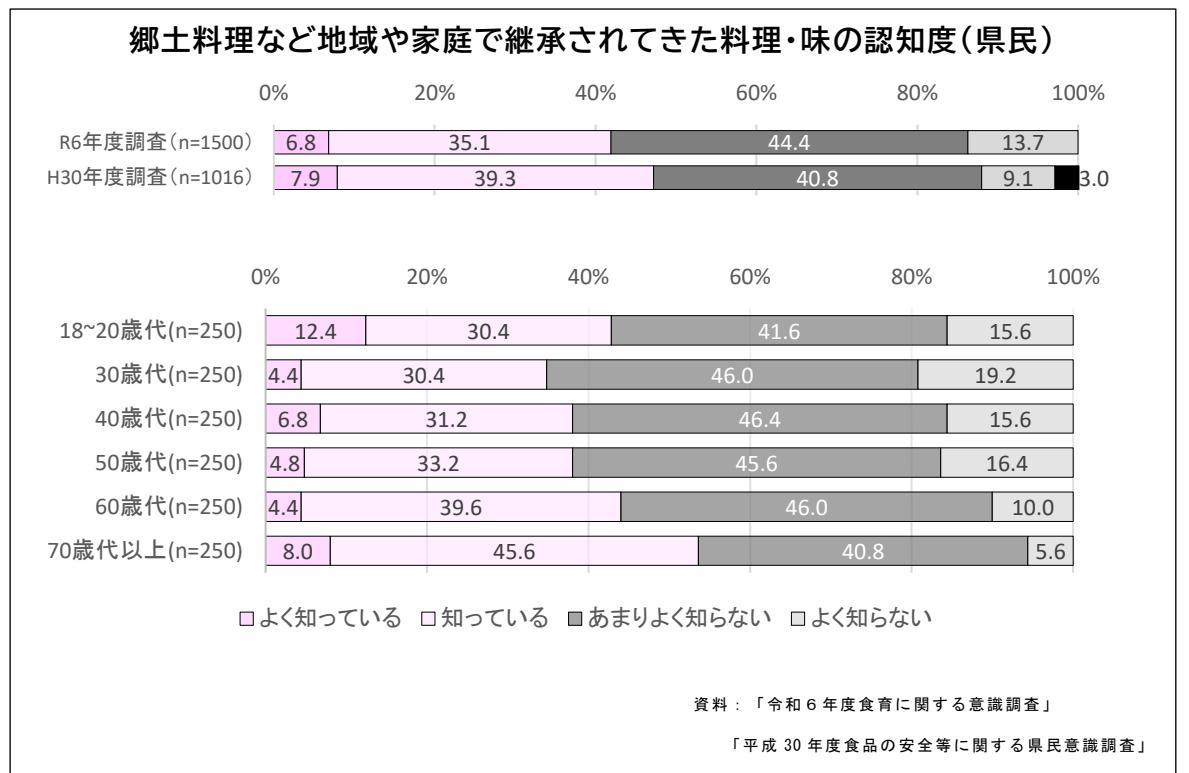
「令和6年度県民意識調査」によると、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味等の食文化に関する『認知度』(「よく知っている」「知っている」の合計値)は、41.9%で、前回調査(2018(平成30)年度)より5.3ポイント減少しています。

年代別では、70歳以上が53.6%で多く、他の年代では5割に届きませんでした。

また、食文化を「よく知っている」「知っている」人のうち、郷土料理や伝統料理などを地域や次世代に伝えている人は、全体では23.1%で、前回調査(2018(平成30)年度)より10.5ポイント減少しました。

家庭や学校、地域などで食文化に触れる機会の増加や伝承できる食生活改善推進員等の人材の育成が引き続き必要です。

## 第2章 食をめぐる現状と課題



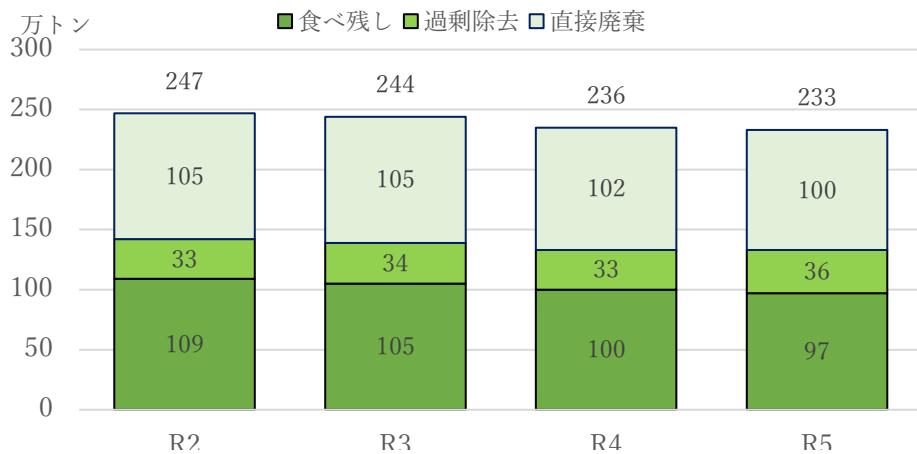
### 3 食品ロスの発生

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品であり、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において発生しています。

国内では、年間 464 万トン(2023(令和5)年度)の食品ロスが発生しており、このうち、約半分の 233 万トン(同)は家庭から排出されています。この家庭系の発生量を発生要因別にみると、直接廃棄(賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの)によるものが 43.0%、食べ残しによるものが 41.5%、過剰除去(調理時の野菜の皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分)によるものが 15.5% となっています。

家庭から排出される食品ロスの状況や削減の必要性を十分認識したうえで、行動することが必要であり、食への感謝の気持ちや「もったいない」という食べ物を大切にする心の醸成のための食育が重要となっています。

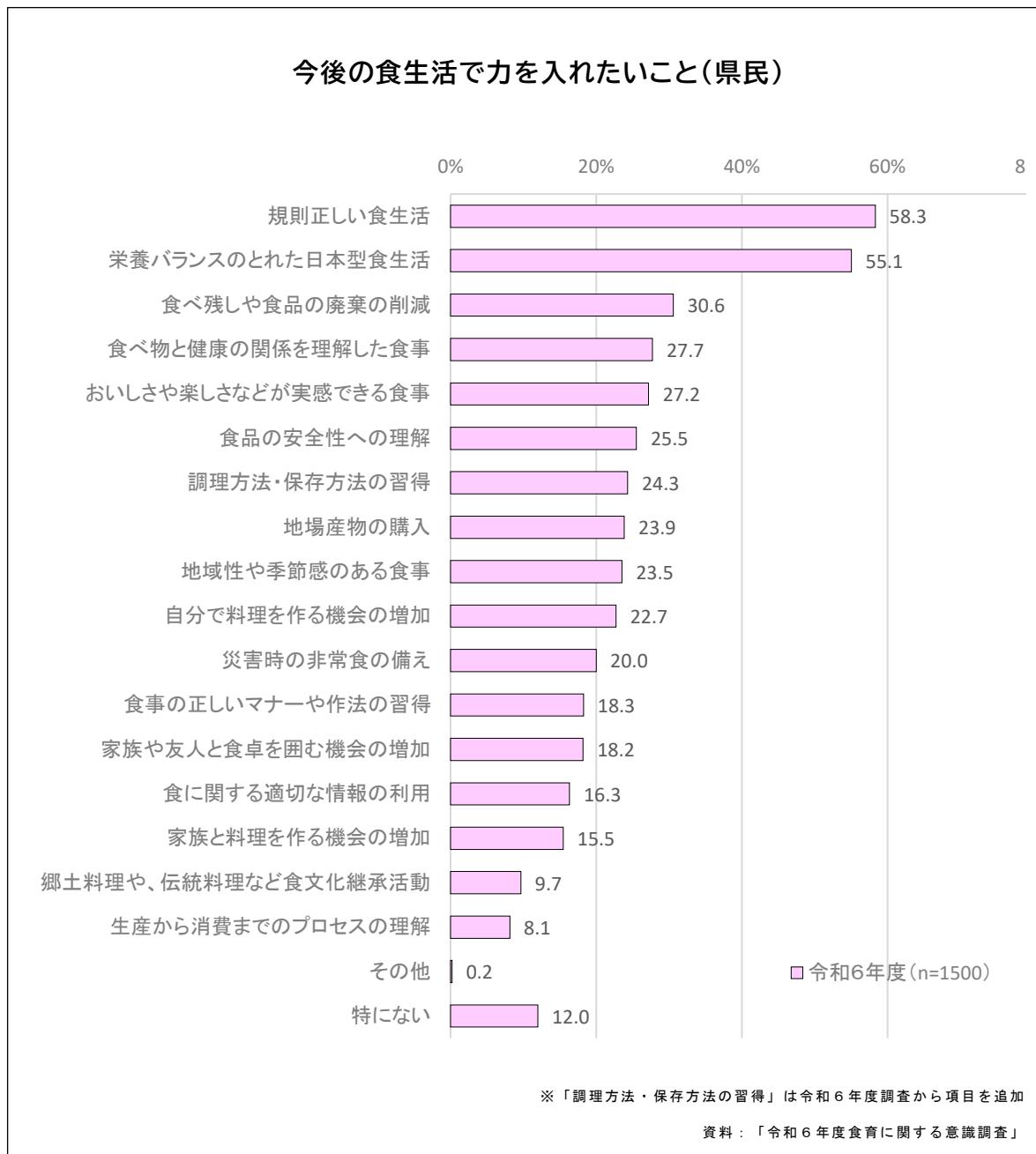
家庭系の食品ロスの発生量(推計)の推移と発生要因別内訳



### 4 食の循環への理解

「令和6年度県民意識調査」によると、食生活で力を入れたいと思うこととして、「規則正しい食生活リズム」とした人の割合が 58.3% で最も多く、次いで「栄養バランスのとれた日本型食生活」、「食べ残しや食品の廃棄の削減」、「食べ物と健康の関係を理解した食事」の順でした。

食の持続可能性を高め、食料自給率の向上や農山村の活性化を図る上で、食料の生産から消費に至るまでの「食の循環」への理解促進は重要となっています。農林漁業などを身近に感じる機会としての体験活動の推進が必要です。



## 第6節 これまでの計画の取組状況

第1次計画では、「健全な身体を培う」「豊かな心を育む」「社会性を涵養する」ために「食で育む15の目標」を掲げ、食育の周知に努めました。

第2次計画では、「あらゆる世代の県民が、身近な地域で、主体的に参加、実践できる生涯食育社会の実現を目指す」ことを目標に、地域における食育推進体制の構築を重点課題として、市町村、関係団体、関係部局など幅広い分野で食育の実践を推進しました。

第3次計画では、「「食」で地域がつながり、地域が元気になり、県民の健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指す」ことを目標に、食育の継続した推進と推進体制の強化・充実を図りました。

第4次計画では、「県民の心身を守り、「健康寿命の延伸」と「幸せ」につながる食育の推進を目指す」ことを目標に、幅広い分野での関係機関・団体や食品関連事業者等の多様な関係者と連携・協力を図り、あらゆる機会をとらえ食育を推進しました。

特に、生涯を通じた心身の健康を守る食育の推進、持続可能性の視点を入れた、食の循環・環境、食文化を守る食育の推進、新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進を基本方針とし、35の基本施策に取り組みました。

取組に関する事業指標(アウトプット評価)は、設定した29項目すべてにおいて、計画に基づき着実に実施されました。その取組による成果目標(アウトカム評価)については、約3割が達成又は改善傾向となりましたが、改善が見られない又は目標に達しない指標も未だ多くあり、県民の健康的な食生活の実践、若い世代の食育の推進や食文化の継承、事業所(企業)における食育の推進等、更なる取組の強化が必要です。

■第1次計画 (H18~H22)  
「周知」の「周知」へ

『はじめましょ！食育』

-重点課題-

- 食育についての共通理解の促進
- 食育推進のためのネットワークづくり
- 「家族でいだきますの日」提唱
- ・普及
- 乳幼児期からの食育推進体制づくり
- 体験型食育推進体制づくり

施策展開

- ・家庭、地域における食育の推進
- ・学校における食育の実践と支援
- ・食育を推進する環境づくり

結果

- ✓ 計画の推進体制整備
- ・食育推進会議
- ・ぐんま食育サポーター登録
- ・食育への周知度・関心度の増加
- ・家庭への食育の浸透
- ・食育頭髄制度の創設

■第2次計画 (H23~H27)  
「実践」から「実践」へ

『つづけましょ！食育』

-重点課題-

- 乳幼児期からはじめた食育を、生涯にわたって続ける
- ライフステージに応じた間断のない食育の推進
- 食を通じた家庭や地域のコミュニケーションの強化
- 地域の食育の担い手による取組の強化

施策展開

- ・食育を強化すべき年代層の食育と市町村や地域の関係者との連携の更なる強化
- ・地域の食育の活動の整備
- ・社会資源の活用
- ・家庭の更なる共食の促進

結果

- ✓ 若い世代の食環境整備の促進
- ・若い世代食育推進協議会
- ・市町村食育推進計画策定の促進
- ・地域食育推進ネットワーク会議
- ・食育応援企業登録制度・食育イベント
- ・食育推進リーダー養成・活用事業

■第3次計画 (H28~R2)  
「継続」から「定着」へ

『守りましょ！食育』

-重点課題-

- 生涯を通じた心・身の健康を守る食育の推進
- 持続可能性の視点を入れた、食の循環・環境、食文化を守る食育の推進
- 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

施策展開

- ・家庭における食育
- ・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における食育
- ・地域における食育
- ・生産者と消費者との交流、環境と調和のとれた農業の活性化
- ・食文化の継承のための活動
- ・食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報提供
- ・食育推進運動の展開と社会環境づくり

結果

- ✓ 課題の改善に向けた各種取組推進
- ・食育デジタル教材の作成・活用
- ・地域における食育推進体制の強化
- ・地域食育推進ネットワーク会議
- ・企業との連携
- ・食育応援企業登録制度
- ・地域食文化継承等の人材育成
- ・いただきますの日の普及

## 第2章 食をめぐる現状と課題

### 第4次計画の成果目標（アウトカム）の進捗状況（一覧）

具体的な目標	目標番号	目標項目	ベースライン値 (年次)	目標値 (令和7年度)	最終評価値 (見込み)	評価
1 県民の健康寿命を延ばす	①	健康寿命 男性	72.07年 (H28)	73.2年	73.37 (R4) 年	A
	②	健康寿命 女性	75.20年 (H28)	76.3年	75.54 (R4) 年	B
2 食育に関心を持っている県民を増やす	③	食育に関心を持っている県民の割合	78.0% (H30)	90%以上	67.4 (R6) %	D
3 朝食を欠食する県民を減らす	④	朝食を全く食べない小学生の割合	0.9% (R1)	0%	1.2 (R6) %	D
	⑤	朝食を全く食べない中学生の割合	1.4% (R1)	0%	1.9 (R6) %	D
	⑥	朝食をほとんどを食べない若い世代の割合 男性	13.2% (H30)	10%以下	19.6 (R6) %	C
	⑦	朝食をほとんどを食べない若い世代の割合 女性	5.7% (H30)	10%以下	18.8 (R6) %	D
	⑧	朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	9.6回/週 (H30)	11回以上/週	7.6 (R6) 回/週	D
5 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす	⑨	食農体験学習をしている幼稚園の割合	93.8% (H30)	100%	96.4 (R6) %	C
	⑩	食農体験学習をしている保育所の割合	93.9% (H30)	100%	92.5 (R6) %	C
	⑪	食農体験学習をしている認定こども園の割合	95.5% (H30)	100%	94.7 (R6) %	C
	⑫	食育の指針や計画を定めている幼稚園の割合	59.4% (H30)	100%	69.1 (R6) %	C
	⑬	食育の指針や計画を定めている保育所の割合	96.8% (H30)	100%	93.7 (R6) %	C
	⑭	食育の指針や計画を定めている認定こども園の割合	89.9% (H30)	100%	89.9 (R6) %	C
	⑮	食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合	77.6% (R1)	80%以上	78.6 (R6) %	C
7 学校給食等における地場産物の活用を増やす	⑯	栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	一	月12回以上	12 (R6) 回/月	A
	⑰	学校給食における県産食材利用割合（金額ベース）	54.9% (R1)	維持	64.8 (R6) %	A
	⑱	学校給食における物資選定委員会設置割合	93.5% (R1)	100%	100 (R6) %	A
8 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす	⑲	地域で共食したいと思う人が共食する割合	72.6% (H28)	75%以上	41.1 (R6) %	D
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす	⑳	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.6% (H30)	40%以上	32.7 (R6) %	C
	㉑	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合	39.4% (H30)	50%以上	42.2 (R6) %	C
	㉒	食塩摂取量の平均値	10.0g (H28)	8g	10.5 (R4) g	C
	㉓	野菜摂取量の平均値	274.5g (H28)	350g	282.8 (R4) g	C
	㉔	果物摂取量100g未満の者の割合	59.6% (H28)	30%以下	61.7 (R4) %	C
	㉕	食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合	39.1% (H30)	50%以上	23.5 (R6) %	D
	㉖	ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合	45.8% (H30)	55%以上	46.2 (R4) %	C
11 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす	㉗	ぐんま産地消進推進優良店の認定数	69店舗 (R1)	100店舗	102 (R6) 店舗	A
	㉘	地場産物の購入を実践している県民の割合	37.2% (H30)	50%以上	23.7 (R6) %	D
12 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす	㉙	食べ残しや食品の廃棄の削減を実践している県民の割合	44.5% (H30)	50%以上	48.1 (R5) %	B
	㉚	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている若い世代の割合	38.5% (H30)	50%以上	38.4 (R6) %	C
13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす	㉛	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民の割合	47.2% (H30)	60%以上	41.9 (R6) %	D
	㉜	「食中毒予防の三原則」を知っている県民の割合	59.6% (H30)	70%以上 (R6)	42.0 (R5) %	D
14 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす	㉝	リスクコミュニケーション事業参加者の理解度	79.5% (H30)	80%以上 (R6)	98.0 (R7暫定) 更新予定 %	A
	㉞	エネルギー等の栄養成分表示の見方を知っている県民の割合	73.4% (H30)	75%以上	57.1 (R6) %	D
	㉟	食育の推進に関わるボランティアの数を増やす	7,842人 (H30)	維持	8944 (R6) 人	A

進捗評価 : A = 目標達成 (7/35)、B = 改善 (2/35)、C = 変わらない (15/35)、D = 悪化 (11/35)、E = 評価困難 (0/35)

## 第7節 今後取り組むべき課題

第1節から第6節までの現状と課題を踏まえ、今後取り組むべき課題について、法第3章「基本的施策」(第19条から第25条)に基づき、次のとおり7つの施策展開のテーマを設定しました。

### (1)家庭における食育の推進

家庭は日常生活の基盤であり、食や生活に関する基礎を伝え・習得する場でもあることから、食育の原点といえます。基本的な生活習慣確立への意識を高め、子どもから高齢者まで、生涯を通じて心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要です

### (2)学校、保育所等における食育の推進

学校等は、子どもへの食育を進めていく場として、大きな役割を担うことが求められています。子どもたちが健全な食生活を自ら営めるよう、体系的・継続的に食育が実施されることが必要です。

### (3)地域における食育の推進

人生100年時代を豊かに生きるためにには、生涯にわたって健全な食生活を実践し、健康寿命を延伸することが求められています。

家庭、学校、生産者、企業等が地域で連携・協働し、健全な食生活に向けた行動変容を促すとともに、「大人の食育」を推進することが必要です。

また、県民誰もが自然に健康になれる食環境づくりが重要です。

### (4)生産者と消費者との交流、環境と調和のとれた農業の活性化

食生活は自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な活動によって支えられています。近年、県民の食卓と農の現場との距離が広がりつつある中で、様々な災害や世界的規模での気候変動等により、食料自給率の一層の低下が危惧されています。これらの理解を深めることは食の持続可能性を高めるためにも不可欠です。

### (5)食文化の継承のための活動

2013(平成25)年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食；日本人の伝統的な文化」について、その継承の実践者は全ての日本人となっており、地域の多様な食文化に接する機会の拡大や、保護・継承活動を推進していくことが重要です。

### (6)食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報提供

健全な食生活を実現するためには、食生活や健康、食品の選び方等に関する知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要です。

また、生涯を通じて健康等を損なうことのないよう、若い頃から食品の安全性等について自ら情報を収集し、判断する力を養うことが重要です。

### (7)食育推進運動の展開と環境づくり

食育を推進するためには、多様な関係者が連携・協働しながら食育を推進していくことが重要です。食育への関心の低い層に関心を持ってもらうことや、取組を継続することが必要です。

また、各世代への効果的な発信内容・方法による情報発信等を行い、食育に関する県民の理解を促進し機運の醸成を図ることが重要です。

## 第3章 群馬県が目指す食育の方向

### 第1節 基本理念

#### 食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的とする食育基本法に基づき、群馬県の食育推進計画の基本理念「食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む」は、食育を推進する際の目的の要であり、食育に関するあらゆる施策は、これを踏まえて講じられるべきであることから、第5次計画においても継承していきます。

#### 【基本理念の考え方】

群馬県の食育推進計画の特徴は、「食」という言葉を、食べ物や食事はもちろん、農作物や食文化、食のコミュニケーション、食環境等も含む幅広い意味を持つ言葉として捉え、「食」に対する「こころ」を育てることを目指しています。

「食」への関心を高め、健康や安全と直接結びついた知識のほか「食」に関する様々な知識を身に付け、これを的確に使いこなす判断力や技術力を養い、「健全な身体」を培うとともに、「食」に関わる人々の苦労や努力を理解し、「食」に対する感謝の気持ちや「食」を大切にする「豊かな心」を育みます。

また、食事を通してマナーを身につける等、「社会性」を涵養することを重視した食育に取り組み、その延長として「豊かな人間性」を育んでいきます。

基本理念は、「食」を通して県民一人ひとりが健康に生きるという目的に加え、「食」に対する考え方(こころ)を育てることにより、「食をめぐる諸問題」の解決につながるという考えも含みます。

## 第2節 計画の目標

県民の心身の健康を守り、「健康寿命の延伸」と「幸せ」につながる食育の推進を目指す

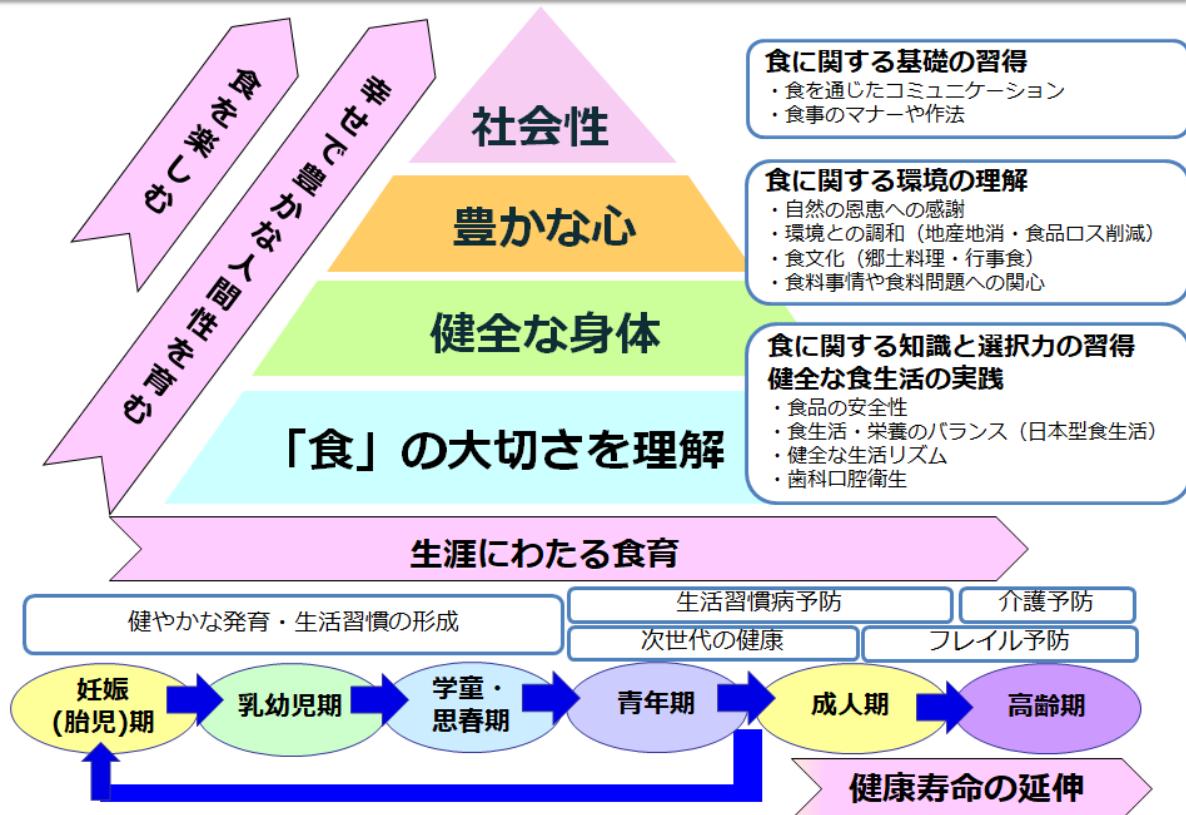
### 【目標の考え方】

人生100年時代を迎える、「健康寿命の延伸」を実現し、活力ある社会の実現を目指します。

また、子どもから高齢者まですべての県民が健康を大切にする気持ち(こころ)を持ち、健やかでこころ豊かに生活できるよう、食を楽しみ「幸せ」を感じられる食育の推進を目指します。

これらを実現するため、「食」をとりまく環境の改善が県民の健康に良い影響を与えることを踏まえ、食育に関する幅広い分野の関係機関・団体、食品関連事業者等の多様な関係者が、主体的かつ密接に連携・協力を図る中で、朝食摂取・減塩や、食品ロス削減等の食育を、あらゆる機会を捉えて推進します。

### 群馬県が目指す食育のイメージ



### 第3節 基本方針

これまでの食育推進の現状と課題を踏まえ、今後の食育の推進に関する施策の3つの基本的な方針を定めました。

#### 1. 学校等での食や農に関する学びの充実

近年の家庭環境等の変化に伴い、朝食を欠食する子どもの割合が上昇傾向にあるなど、子どもたちの食の乱れやそれに伴う健康への影響が見られることから、児童生徒等が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ることが重要です。

また、食卓と農業の生産現場の距離が広がる中、農業の生産現場を知らない子どもも増えていることから、子どもの頃から食を支える農業への理解が求められています。学校給食における地場産物や有機農産物等の活用は、児童生徒が地域の食文化や農業に対する理解を深め、生産者に対する感謝の念を育むために重要です。

このため、学校給食における地場産物や有機農産物等の活用の更なる促進を図るほか、給食以外の時間においても、朝食やバランスの良い食生活の重要性等に関する指導や農業教育等の推進などを通じ、食や農業について学ぶ機会の充実に取り組みます。

#### 2. 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

単身世帯が増加するなどの生活環境の変化に伴い、食に関する経済性志向、簡便化志向も上昇傾向にあり、食生活の在り方は大きく変化しています。また、若者における野菜類・果実類の摂取減少、中高年における米の消費減少など、大人の食生活に乱れが生じています。

このため、若者、高齢者等各世代の健全な食生活の実現に向けた理解の醸成と行動変容を促すとともに、食品事業者（外食・中食事業者を含む。）等による食育活動、食生活の改善につながる商品の展開や、職場における従業員等への「大人の食育」を推進します。

#### 3. 県民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食にかかわる人々の様々な活動に支えられているということを理解し、感謝の気持ちを持つことは、持続可能な食を実践する上で重要です。

このため、県民の食卓と農業の生産現場の距離が遠くなる中、農業の生産現場に対する県民の理解を深めるための取組強化が必要です。

また、生産者の努力を実感し、県民の食卓と農業の生産現場の距離を縮めることにつながる農業体験機会の提供のほか、産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組が重要です。

## 第4節 施策展開のテーマと施策体系

群馬県が目指す食育の基本理念と第4次計画の目標を達成するため、3つの基本方針と施策展開の7つのテーマによる施策体系は次のとおりです。

県民が生涯にわたり、身近な地域で食育を実践できるよう、施策展開のテーマの1～5は、主に市町村を始め地域の多様な食育の担い手による施策とし、6と7はそれらを支える施策として位置付けています。

【基本理念】  
食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む

【計画の目標】

県民の心身の健康を守り、「健康寿命の延伸」と「幸せ」につながる食育の推進を目指す

3つの基本方針

1. 学校等での食や農に関する学びの充実
2. 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進
3. 県民の食卓と農業等の生産現場の距離を縮める取組の拡大

### 施策展開（7つのテーマ）

#### 1 家庭における食育の推進

- ・健全な食生活の実践に向けた食育の推進
- ・基本的な生活習慣の形成のための家庭での「共食」の推進
- ・生涯を通じた食育の推進

#### 2. 学校、保育所等における食育の推進

- ・就学前の子どもに対する育ちへの支援
- ・学校給食を通じた食育活動の推進
- ・学校における関連教科と連携した食育の推進
- ・子どもの健康状態改善等の推進

#### 3. 地域における食育の推進

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・多様な暮らしを支える食育の推進
- ・若い世代の食育の推進
- ・企業における食育の推進
- ・歯科保健活動における食育の推進
- ・災害時に備えた食育の推進

#### 4. 生産者と消費者との交流、

環境と調和のとれた農業活性化の推進

- ・豊かな体験活動・生産者と消費者との交流を通した食育の推進
- ・地産地消の推進
- ・食品ロスの削減の推進

#### 5. 食文化の継承のための活動の推進

- ・それぞれの世代における伝統的な食文化に接する機会の拡大
- ・和食文化の保護・継承活動の推進

#### 6. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報提供

- ・消費者・生産者連食品事業者・行政等の相互理解の促進
- ・消費者に対する食の安全情報の充実
- ・実態調査の実施と活用

#### 7. 食育推進運動の展開と社会環境づくり

- ・食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立
- ・市町村と一体となった食育推進運動の展開とそのための支援
- ・優良取組事例の発信
- ・社会・生活環境の変化に応じた食育の推進

1 家庭における食育



- 1-1. 健全な食生活の実践に向けた食育の推進
- 1-2. 生涯を通じた食育の推進
- 1-3. 基本的な生活習慣と豊かな心を形成するための家庭での「共食」の推進

2 学校、保育所等における食育



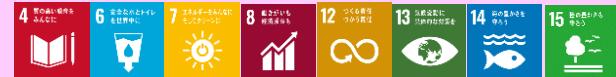
- 2-1. 就学前の子どもに対する育ちへの支援
- 2-2. 学校給食を通じた食育活動の推進
- 2-3. 学校における関連教科と連携した食育の推進
- 2-4. 子どもの健康状態改善等の推進

3 地域における食育



- 3-1. 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- 3-2. 多様な暮らしを支える食育の推進
- 3-3. 若い世代の食育の推進
- 3-4. 企業における食育の推進
- 3-5. 歯科保健活動における食育
- 3-6. 災害時に備えた食育の推進

4 生産者と消費者との交流・  
環境と調和のとれた農業の活性化



- 4-1. 豊かな体験活動・生産者と消費者の交流を通じた食育の推進
- 4-2. 地産地消の推進
- 4-3. 食品ロスの削減の推進

5 食文化の継承のための活動



- 5-1. それぞれの世代における伝統的な食文化に接する機会の拡大
- 5-2. 和食文化の保護・継承活動の推進

6 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究  
・情報提供



- 6-1. 消費者に対する食の安全情報発信の充実
- 6-2. 消費者・生産者・食品等事業者・行政等の相互理解の促進
- 6-3. 実態調査の実施と活用

7 食育推進運動の展開と社会環境づくり



- 7-1. 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立
- 7-2. 市町村と一体となった食育推進運動の展開
- 7-3. 優良取組事例の発信
- 7-4. 社会・生活環境の変化に応じた食育の推進

## 第4章 各施策における主な取組

### 第1節 家庭における食育

#### 現状と今後の方針

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。

しかしながら、単身世帯の増加や家族構成の変化、ライフスタイル・働き方の多様化といった社会環境の変化の中で、食に対する意識が希薄化するとともに、朝食摂取、主食・主菜・副菜を揃えたバランスの良い食事や「共食」の機会など、家庭における健全な食生活を実践することが困難な場面が増えています。

次世代に伝えつなげる食育の推進が重要であることから、家庭において食育に関する理解が進み、食に対するこころが育まれるよう、適切な取組を行うことが必要です。

#### 取り組むべき施策

##### 1-1. 健全な食生活の実践に向けた食育の推進

多様なライフスタイルや家庭環境のもとで、県民一人ひとりが自らの健康を意識し、日々の暮らしの中で健全な食生活を実践できるようにすることが重要です。朝食を欠食する子どもの割合の増加など、家庭での健全な食生活を実践することが困難な場面が増えていることから、望ましい食習慣の実現に向けた食育の取組が重要です。

##### 【施策の方針】

- 朝食やバランスの良い食事の大切さ、早寝早起き等生活リズムの大切さ等を理解し、望ましい食習慣の実現につながるための食育を推進します。
- 各世代等に応じた効果的な情報発信により、多様な世代や生活スタイルに寄り添った食育を展開します。
- 成育基本法を踏まえ、成長過程にある子どもやその保護者、妊娠婦に対する食育を推進するため、市町村を支援します。

##### 《主な事業例》

###### ○食育教材の利用促進【健康長寿社会づくり推進課】

家庭における食育や、市町村、学校、幼稚園、保育所、認定こども園などにおける自主的な食育活動を支援するため、本県のオリジナル教材等の活用を促進します。

###### ○機会をとらえた望ましい食習慣の啓発【健康長寿社会づくり推進】

食育イベントでの情報発信や地域食育ネットワーク会議などの市町村や関係機関との連携・情報共有の機会を積極的に活用し、朝食やバランスのよい食事などの啓発を行います。また、SNSや地域メディアを活用した啓発を推進します。

○母子健康手帳、妊娠届出書冊子による情報提供【児童福祉課】

「母子健康手帳」は、市町村に妊娠届出を行った後に交付され、妊娠婦の食事の目安や子どもの食物アレルギー等に関する情報を提供しています。

「妊娠届出書冊子」は、産科医療機関において妊娠確認後に配布され、妊娠婦の食事の目安等に関する情報を提供しています。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)	
<b>3 朝食を欠食する県民を減らす</b>			
朝食を全く食べない小学生の割合	1.2 % (R6)	0%	
朝食を全く食べない中学生の割合	1.9 % (R6)	0%	
朝食をほとんどを食べない若い世代の割合 男性	19.6 % (R6)	10%以下	
朝食をほとんどを食べない若い世代の割合 女性	18.8 % (R6)	10%以下	
<b>9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす</b>			
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	32.7 % (R6)	40%以上	
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上)	42.2 % (R6)	50%以上	
食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合(20歳以上)	23.7 % (R6)	50%以上	

## 1-2. 生涯を通じた食育の推進

生涯を通じて健全な心身を育むためには、適度な運動、主食・主菜・副菜・果物・乳製品を揃えたバランスの良い食事、十分な休養・睡眠など、子どもの頃からの基本的な生活習慣の形成に加え、食に関する感謝や理解、楽しく食について学ぶこと等、豊かな人間性を育むための積極的な食育が重要です。

少子高齢化の中で健康寿命の延伸が課題であり、食育の原点である家庭において、子どもから高齢者まで生涯にわたる食育の取組を推進します。

### 【施策の方向性】

- あらゆる世代の県民が食育に関心が持てるよう、ライフコースをとらえた食育を推進します。
- 子どもへの食育を形成する場である家庭や学校、保育所等の連携により、取組を確実にするための体制の整備、人材育成等の充実を図ります。
- 高齢者が健康でいきいきと生活でき、健全な食生活を確保していくよう、高齢者に対して食育を推進するため、市町村を支援します。

### 《主な事業例》

○ライフコースアプローチを意識した食育支援研修事業【健康長寿社会づくり推進課】

ライフステージに応じた健康づくりに加えて、現在の健康状態は、これまでの自らの生活習

慣や社会環境等の影響を受ける可能性があることや、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、ライフコースアプローチの観点を取り入れた食育支援を行います。本事業では、市町村や医療機関等において食育支援を行う者を対象に、妊娠婦・乳幼児や高齢者等の食育を推進するための研修会を開催します。

○食育イベントの開催【健康長寿社会づくり推進課】

県民を対象に、和食文化への関心を高めるとともに、バランスの取れた食生活や野菜の適切な摂取など、日々の食生活改善につなげる契機とする食育イベントを開催します。また、ぐんま食育応援企業と連携し、食文化に触れる機会を提供し、幅広い世代の食育の推進を図ります。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)	
<b>9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす</b>			
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 % (R6)	40%以上	
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 % (R6)	50%以上	
食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合(20歳以上) ※再掲	23.7 % (R6)	50%以上	

### 1-3. 基本的な生活習慣と豊かな心を形成するための家庭での「共食」の推進

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食等を通して、適切な食習慣を身に付け、食に対する感謝の気持ちを持てるよう、親世代への啓発と合わせた施策の充実が必要です。特に、子どもにとっては保護者の影響が大きいため、保護者と子ども等が一緒になり、早寝早起きや朝食をとることなど、健全な食生活の実践を行うための取組や、食を大切にするこころを培うための取組を推進します。

#### 【施策の方向性】

- 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる共食の回数が増えるよう、家庭と地域が連携した食育の推進を図ります。
- 子どもたち一人一人が望ましい食習慣と適切な判断力、実践できる力など「食べる力」を身に付けることができるよう、実際に自分で料理を作るという体験を増やしていくとともに、食を楽しむ機会を提供する活動を展開します。
- 学校・幼稚園・保育所・認定こども園を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めます

#### 《主な事業例》

○「いただきますの日」の推進【健康長寿社会づくり推進課】

家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の役割を再認識するために、6月の「食育月間」の他、毎月 19 日を「いただきますの日」として普及します。

○食生活改善推進員の活動支援[健康長寿社会づくり推進課]

食生活改善推進員が実施する親子で楽しく食育を体験できる「おやこの食育教室」や世代別に取り組む生活習慣病予防のための「スキルアップ事業」等の地区組織活動を支援します。

関連する数値目標		
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)
4 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす		
朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(20歳以上)	7.6 回/週 (R6)	11回以上/週
8 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす		
地域で共食したいと思う人が共食する割合(20歳以上)	41.4 % (R6)	75%以上

## 第2節 学校、保育所等における食育

### 現状と今後の方針性

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響がみられる事から、学校、幼稚園、保育所、認定こども園等には、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められています。

子どもたちが、食に関する正しい知識を身に付け、望ましい食習慣を自ら営むことができるよう、家庭や地域と連携し、食育が体系的、継続的に実施されることが必要です。

学習や体験を通し、食料の生産から消費に至るまでの様々な過程を知ることは、食に関する感謝の心や理解を深めることにつながるなど、子どもへの食育活動になるとともに、家庭への良き波及効果をもたらすことから、学校、幼稚園、保育所、認定こども園等における食育の取組が期待されています。

また、生活習慣病の予防の観点から、子どもの頃から栄養バランスに配慮した適切な食生活を実践できることが重要です。

### 取り組むべき施策

#### 2-1 就学前の子どもに対する育ちへの支援

乳幼児期からの食育の重要性が増していることから、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育、保育等の一環として食育を位置付け、施設長、教員、保育士、栄養士、調理員等の協力の下に食育の計画を作成し、各施設の創意工夫により子どもの成長、発達に合わせた食育を推進します。

#### 【施策の方向性】

■子どもの発達段階に応じた食育のねらいや留意事項を整理した「保育所における食育に関する指針」の活用促進を図るとともに、食事の提供についてまとめた「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえ、乳幼児の発育及び発達の過程に応じた計画的な食事の提供及び食育活動を推進します。

#### 《主な事業例》

##### ○特定給食施設等指導事業[健康長寿社会づくり推進課]

特定給食施設等の現状把握及び施設種別ごとの課題分析を行い、巡回指導や栄養管理講習会を実施し、施設に応じた指導・支援を行います。

##### ○保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)[こども・子育て支援課]

保育所・認定こども園において、食物アレルギーに係る事故を防止し、食物アレルギー児童に対して安心な給食の提供を行うため、組織体制の強化や給食設備等に係る経費の一部を補助します。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値)	(年次)	目標値(令和12年度)
<b>5 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす</b>			
食農体験学習をしている幼稚園の割合	96.4 %	(R6)	100%
食農体験学習をしている保育所の割合	92.5 %	(R6)	100%
食農体験学習をしている認定こども園の割合	94.7 %	(R6)	100%
食育の指針や計画を定めている幼稚園の割合	69.1 %	(R6)	100%
食育の指針や計画を定めている保育所の割合	93.7 %	(R6)	100%
食育の指針や計画を定めている認定こども園の割合	89.9 %	(R6)	100%
<b>6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす</b>			
食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合	78.6 %	(R6)	80%以上

## 2-2 学校給食を通じた食育活動の推進

児童生徒が地域の食文化や食に関する正しい知識、望ましい食習慣を身に付けるために、学校給食が各教科等の食に関する指導と関連付けて活用されるよう、引き続き食育の取組の充実を図ります。

また、農業に対する理解を深め、生産者に対する感謝の念を育むため、学校給食における地場産物や有機農産物等の活用を推進します。

### 【施策の方向性】

- 主食・主菜・副菜を揃えたバランスの良い食事や、減塩等の望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭、学校栄養職員等を中心とし、学校、家庭、地域が連携した食育を推進します。
- 食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて児童生徒の理解を深め、感謝の心を育む等の教育に生かすため、学校給食における地場産物や有機農産物等の活用、郷土料理の導入促進、米飯給食の推進等の取組を促進します。
- 生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築や和食を取り入れた給食の普及を図るほか、地域の産物や食文化、生産者の情報を児童や生徒に伝える取組を推進します。

### 《主な事業例》

#### ○郷土食や地場産物の活用による学校給食の充実[(教)健康体育課]

学校給食に地場産物を活用し、郷土食を取り入れることで、地域の自然・食文化等について理解を深めることや、地場産物の生産・流通等を理解することにつながります。学校給食が生きた教材となるよう郷土食や地場産物を活用した献立を工夫します。

○「学校給食ぐんまの日」推進事業【(教)健康体育課】

地元農産物・県産農産物を積極的に活用した学校給食を通じて、地元地域や生産者への理解、地域との連携を促進し、心身共に豊かな子どもを育成します。

○学校給食への有機農産物利用推進事業【農政課】

群馬県産有機農産物の販路拡大と次代を担う子どもや保護者への理解促進を目的に、県産有機農産物を利用した学校給食事業を実施しています。

○「いただきますの日」の推進【健康長寿社会づくり推進課】※再掲

家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の役割を再認識するために、6月の「食育月間」の他、毎月 19 日を「いただきますの日」として普及します。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値)	(年次)	目標値(令和12年度)
6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす			
食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合 ※再掲	78.6 %	(R6)	80%以上
7 学校給食等における地場産物の活用を増やす			
学校給食における県産食材利用割合(金額ベース)	64.8 %	(R6)	維持
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 %	(R6)	40%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 %	(R6)	50%以上
食塩摂取量の平均値	10.5 g	(R4)	7g
野菜摂取量の平均値	283 g	(R4)	350g
果物摂取量の平均値	95.8 g	(R4)	200g
食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合(20歳以上) ※再掲	23.7 %	(R6)	50%以上

## 2-3 学校における関連教科と連携した食育の推進

学校(小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校等)における食育は、給食の時間のほか、各教科等においても食に関する指導を行うことで、食育の充実につなげることだけでなく、当該教科の目標がより達成されることを目指します。

### 【施策の方向性】

- 学校教育現場において、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験等、子どもの様々な体験活動を推進します。

## 第4章 各施策における主な取組

- 学校教育以外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、行政関係者、関係団体等と連携し、子どもへの体験学習等を推進します。
- 学校、家庭、PTA、関係団体等が連携や協力した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及します。

### 《主な事業例》

#### ○家庭・地域と連携した食育の推進[(教)健康体育課]

学校において食育を進めるに当たっては、家庭や地域においても食育に対する理解が進み、食育の取組が推進されるよう、学校から積極的に働きかけや啓発を行うとともに、地域と協働して進める推進体制を充実させていきます。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)	
7 学校給食等における地場産物の活用を増やす			
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	12回/月 (R6)	月12回以上	

### 2-4 子どもの健康状態改善等に向けた食育の推進

近年の社会状況や家庭環境の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響がみられることがから、学校、幼稚園、保育園、認定こども園等には、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割が期待されます。

食に関する様々な課題に対応するためには、食育を指導する人材の育成や支援が重要です。このため、食育に携わる指導者等に対し、各種研修会や講習会を開催する等、情報発信が必要です。

また、健康課題を有する子どもに対して個別的な相談指導を行う等、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

### 【施策の方向性】

- 栄養教諭、学級担任、養護教諭、学校医等が連携して、保護者の理解と協力の下に、児童生徒の健康状態を改善するための指導を行います。
- 食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子どもに対して個別的な相談指導を行うため、適切な情報を提供します。
- 過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等、子どもの健康状態に関する必要な知識を普及し、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。
- スポーツをするための体づくり、基礎体力の向上に必要な栄養・食生活の正しい知識の普及を図ります。

### 《主な事業例》

#### ○生活習慣病予防対策検討委員会[(教)健康体育課]

肥満や過度の痩身は心身の健康に及ぼす影響が大きいことから、肥満対策を中心とする生活習慣病対策の委員会を設置し、その分析と対策について検討します。

## 第4章 各施策における主な取組

### ○学校における食育にかかわる人材の育成[(教)健康体育課]

学校教育全体での食育を推進するため、学校給食の安全管理や食物アレルギー対応、食育指導の工夫などをテーマに、給食担当職員や栄養教諭、担任、管理職等を対象とした人材育成のための研修会等を開催します。

### ○教育・保育のキャリアアップ研修(食育・アレルギー対応)[こども・子育て支援課]

保育士等に対し、食育・アレルギー対応に関する研修を行い、保育園等における当該分野のリーダー的職員を育成します。

### ○スポーツ栄養のための人材育成事業

子どもの頃から食を考える習慣を身に付け、健全な心と身体を培うため、スポーツを通じた栄養・食生活の正しい知識の普及に向けた人材育成研修会を開催します。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値)	(年次)	目標値(令和12年度)
<b>6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす</b>			
食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合 ※再掲	78.6 %	(R6)	80%以上
<b>9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす</b>			
食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合 (20歳以上) ※再掲	23.7 %	(R6)	50%以上

## 第3節 地域における食育

### 現状と今後の方向性

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、ライフステージに応じた継続性のある食育を推進することが求められています。

特に、糖尿病を始めとした生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では、運動の習慣化や望ましい食生活習慣の定着が必要です。

このため、主食・主菜・副菜が揃い栄養バランスに優れた日本型食生活と減塩の実践、健康づくりや生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活のための野菜摂取の推進等が重要です。

また、食の経済性志向や簡便化志向の高まり、大人の栄養バランスの乱れなどの様々な家庭の状況や生活の多様化を背景として、自然に健康になれる食環境づくりのため、地域の役割は一層重要になっています。特に県民の食生活を支え、食を通じて消費者と日々接している食関連事業者による取組や、従業員やその家族の健康や食に影響を与える職場での取組が重要です。

さらに、近年、頻度を増している地震、豪雨等の災害に備えた家庭での食料備蓄に加え、県や市町村、給食施設や民間企業等の連携による災害時の栄養・食生活支援の取組も重要となっています。

引き続き、家庭、学校、生産者、企業等が連携を図り、地域における食育の推進が必要です。

### 取り組むべき施策

#### 3-1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

高齢化が進展する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、地域の食に関する関係者が連携し、食生活を改善するための食育を推進します。

生活習慣病の予防及び改善には、生涯を通じて、望ましい食習慣の継続が重要であり、適正体重の維持、野菜摂取量の増加や減塩など食生活の正しい知識の習得につながる食育を推進します。

また、健全な食生活を実践するため、産官学が連携して誰もが自然になれる食環境づくりの推進を進めます。

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした県健康増進計画の推進と連動させて、健全な食生活の実践につながる取組を推進します。

#### 【施策の方向性】

- 地域機関や医療機関等における食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、市町村、保険者等が行っている健(検)診に合わせて、一人一人の健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実を図ります。
- 糖尿病については、症状が進行すると様々な合併症を引き起こし、生活の質を低下させることから、糖尿病の発症予防と併せて、重症化予防のための適切な食事管理を中心とした食生活改善の取組を推進します。
- 高血圧については、循環器病の確立した危険因子であることから、循環器病の発症予防、死亡率の低下に向けて、食塩摂取量の減少や野菜・果物摂取量の増加をはじめとした食生活改善の取組を推進します。

- 個人の行動に変化を促し、健全な食生活を実現するために、栄養成分表示に関する普及啓発や意識醸成を進めます。
- ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、内容やメリット等を分かりやすく周知します。
- 健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品産業において、「日本型食生活」「和食」の推進に資するメニュー・商品に関する消費者への情報提供等の取組を促進します。
- 県民が無理なく自然に健康な行動が可能になる食環境づくりに向けた取組を推進します。

### 《主な事業例》

#### ○元気県ぐんま21普及推進事業【健康長寿社会づくり推進課】

群馬県健康増進計画「元気県ぐんま21(第3次)」(2024(令和6)年～2035(令和17)年)における栄養・食生活に関する目標達成のため、ターゲット層とその食生活の特徴を明確にしたうえで、課題の解決に向けて、関係者との体制づくりを行い、具体的な対策を実施します。

#### ○「ぐんま元気(GENKI)の5か条」の普及啓発【健康長寿社会づくり推進課】

県民に取り組んでほしい健康づくりの実践事項「ぐんま元気(GENKI)の5か条」の普及啓発を図ります。

##### ぐんま元気(GENKI)の5か条

- 第1条 G げんき(元気)に動いて ぐっすり睡眠
- 第2条 E えんぶん(塩分)ひかえて 食事はバランスよく
- 第3条 N なかま(仲間)をつくって 健康づくり
- 第4条 K きんえん(禁煙)めざして お酒は適度に
- 第5条 I いいは(歯)を保って いつも笑顔

#### ○ぐんま健康ポイント制度【健康長寿社会づくり推進課】

活力ある健康長寿社会実現のため、県民一人一人が「自らの健康は自らがつくる」という意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態等に応じた健康づくりに取り組むことが必要です。スマートフォンアプリを活用し、食生活や身体活動などの取組をポイント化し、特典を提供することにより、県民の健康づくりを推進します。

#### ○健康づくり協力店の推進【健康長寿社会づくり推進課】

食を通じた健康づくりを推進するため、飲食店、事業所給食施設、小売業等販売店舗を対象に、健康メニュー(食塩、野菜、エネルギーが1食あたりの基準を満たすメニュー)や健康サービス(減塩調味料の利用、野菜のおかわり、主食の量の調節等)を提供している施設を登録します。

また県ホームページ等により、利用促進を図ります。

#### ○健康情報ステーションによる情報提供【健康長寿社会づくり推進課】

県民の健康づくりを支援するため、飲食店や公民館等に健康情報ステーションを設置し、定期的に情報発信を行います。

## 第4章 各施策における主な取組

### ○地域における栄養・食生活改善への情報提供[健康長寿社会づくり推進課]

市町村や関係団体等が実施する栄養・食生活改善の推進に必要な情報提供を行うとともに、充実を図ることができるよう、技術的な支援に努めます。

### ○行政栄養士等地域保健研修会[健康長寿社会づくり推進課]

健康増進・栄養改善業務の効果的な推進に向けて、保健福祉事務所、市町村における行政栄養士等の資質の向上を図ることを目的に、研修会を開催します。

### ○産官学等と連携した健康な食事の推進[健康長寿社会づくり推進課]

産学官で連携し、誰もが自然に健康になれる食環境づくりに取り組む「ぐんま元気(GENKI)な食環境づくりプロジェクト」を推進します。

関係者間の連携体制を構築するとともに、企業の主体的な取組を支援します。栄養面に配慮した商品供給の主流化を目指します。また、健康的な食生活の実践に向けて、行政、企業等の多様な関係者からの情報発信を強化します。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値)	(年次)	目標値(令和12年度)
<b>9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす</b>			
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 %	(R6)	40%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 %	(R6)	50%以上
食塩摂取量の平均値 ※再掲	10.5 g	(R4)	7g
野菜摂取量の平均値 ※再掲	283 g	(R4)	350g
果物摂取量の平均値 ※再掲	95.8 g	(R4)	200g
食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合(20歳以上) ※再掲	23.7 %	(R6)	50%以上
<b>10 ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす</b>			
ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合(20歳以上)	46.2 %	(R4)	55%以上

## 3-2 多様な暮らしを支える食育の推進

ひとり親世帯や共働き世帯など様々な家族の状況や、一人暮らし高齢者の増加を含む生活の多様化に対応した食育が求められる中にあって、家族や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な場合もみられるようになってきています。こうした状況を踏まえ、子どもや高齢者を含む全ての県民が健全で充実した食生活を実践できるよう、地域や関係団体と連携・協力を図り、家族形態や各年代の特性、ニーズに応じた食育の支援を推進します。

また、高齢者の介護が必要となる要因として、生活習慣病と低栄養によるフレイルの割合が高いことから、食生活の改善は重要であり、高齢者が食を楽しみ、地域で元気に生活できるための食育を推進します。

### 【施策の方向性】

- 幅広い分野で活躍する食育の担い手の専門性をより高めるため、研修会等により資質の向上に取り組みます。
- 地域等で共食したいと思う人が共食する機会を持てるよう、食生活改善推進員等ボランティアやこども食堂による活動を推進します。

### 《主な事業例》

#### ○食育推進リーダースキルアップの機会の提供[健康長寿社会づくり推進課]

地域の食育をコーディネートできるリーダーとして養成した「食育推進リーダー」が、食育の担い手として地域で活動できるように研修会を開催します。

#### ○こども食堂を通じた生活支援[こども・子育て支援課]

地域のこどもたちのセーフティーネットとなるこども食堂を支援することで、「共食」の場が確保されるよう、市町村等と連携を図りながら取り組みます。

#### ○ライフコースアプローチを意識した食育支援研修事業[健康長寿社会づくり推進課]

##### ※再掲

ライフステージに応じた健康づくりに加えて、現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性があることや、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、ライフコースアプローチの観点を取り入れた食育支援を行います。本事業では、市町村や医療機関等において食育支援を行う者を対象に、妊娠婦・乳幼児や高齢者等の食育を推進するための研修会を開催します。

#### ○「いただきますの日」の推進[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の役割を再認識するために、6月の「食育月間」の他、毎月19日を「いただきますの日」として普及します。

#### ○食生活改善推進員の活動支援[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

食生活改善推進員が実施する親子で楽しく食育を体験できる「おやこの食育教室」や世代別に取り組む生活習慣病予防のための「スキルアップ事業」等の地区組織活動を支援します。

#### ○調理師研修会[食品・生活衛生課]

飲食店や給食施設において調理業務に従事する調理師を対象に、調理技術の維持・向上や食品衛生の知識を目的として、研修会を開催します。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値)	(年次)	目標値(令和12年度)
<b>4 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす</b>			
朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(20歳以上)	7.6 回/週 (R6)		11回以上/週
<b>8 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす</b>			
地域で共食したいと思う人が共食する割合(20歳以上)	41.4 % (R6)		75%以上
<b>9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす</b>			
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 % (R6)		40%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 % (R6)		50%以上
食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合(20歳以上) ※再掲	23.7 % (R6)		50%以上

### 3-3 若い世代の食育の推進

若い世代は、進学や就職に伴う生活環境の変化等により、健康や栄養に配慮した食生活の実践など課題が生じやすい状況にあります。自立した生活を開始する時期となる若い世代が、食育に関心を持ち、自らの食生活の改善や周囲への食育の啓発などに楽しく主体的に関わっていくことができるような取組を推進します。

また、地域の伝統的な食文化を次世代へ受け継いでいく観点から、若い世代が理解を深め、主体的に継承していくことを促す取組を推進します。

若い世代が担い手となる食育活動も広がりつつありますが、健康に対する関心の低い、いわゆる無関心層を含め、なお一層、若い世代の特性やライフスタイル、ニーズにあわせ、機会を捉えて食に関する情報等を分かりやすく工夫して提供するように努めます。

#### 【施策の方向性】

- 朝食や栄養バランスに配慮した食生活の重要性を啓発します。
- 子どもや若い世代の育成支援に関する様々な行事や食育活動を通じて、効果的な情報提供活動等により、食育についての理解を促進します。
- 若い世代が生活リズムや食生活を見直し、「食」が大切であることを自覚し、実践につなげることができるよう、高校・大学・企業等に向け、市町村等との連携のもと効果的な情報提供等を行い、食育への理解を促進します。
- 自ら食を選び始める若い世代の食生活の向上を目指し、大学等で食や農に関する様々な学びの機会を提供する取組を促進します。

#### 《主な事業例》

##### ○若い世代食育推進事業【健康長寿社会づくり推進課】

若い世代に関わる関係機関・団体等が連携・協働し、若い世代への効果的な食育アプローチについての方法(手段)等を検討するために、学生を構成員とする協議会を開催します。

また、協議会構成員が中心となって若い世代への食育実践活動を実施します。

関連する数値目標		目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)
<b>3 朝食を欠食する県民を減らす</b>				
	朝食をほとんどを食べない若い世代の割合	男性 ※再掲	19.6 % (R6)	10%以下
	朝食をほとんどを食べない若い世代の割合	女性 ※再掲	18.8 % (R6)	10%以下
<b>9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす</b>				
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲		32.7 % (R6)	40%以上
<b>13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす</b>				
	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている若い世代の割合		38.4 % (R6)	60%以上

### 3-4 企業における食育の推進

企業等(職場)においては、幅広い年代に対する食育が可能であり、健康経営の考えのもと、従業員等の健康管理とともに、健康に配慮した食生活の実践につながる食育を推進していく必要があります。

また、食品関連事業者等による健康に配慮した商品やメニュー、情報の提供等を推進し、県民が健康に配慮した食事や健康づくりに役立つ情報を入手しやすい食環境を整備することも重要です。

さらに、企業等での職場における従業員やその家族等への食育活動を推進するなど、県民の日常の消費行動の中に食育を内在させる「大人の食育」を推進することも重要です。

#### 【施策の方向性】

- 食品関連事業者等が、健康に配慮した商品やメニューの提供を行う際においては、減塩や野菜摂取量の増加に関する配慮を行うよう促します。
- 事業所等の職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や栄養や食生活等に関する情報提供がなされるよう支援を行います。
- 職場における従業員等への食育が推進されるよう企業登録制度等の取組を推進します。

#### 《主な事業例》

##### ○ぐんま食育応援企業登録制度[健康長寿社会づくり推進課]

食育を応援する県内企業を募集、登録します。登録企業は、従業員やその家族、地域への食育の取組を推進します。

##### ○特定給食施設等指導事業[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

特定給食施設等の現状把握及び施設種別ごとの課題分析を行い、巡回指導や栄養管理講習会を実施し、施設に応じた指導・支援を行います。

##### ○健康づくり協力店の推進[健康長寿社会づくり推進課] ※再掲

食を通じた健康づくりを推進するため、飲食店、事業所給食施設、小売業等販売店舗を対象に、健康メニュー(食塩、野菜、エネルギーが1食あたりの基準を満たすメニュー)や健康サービ

## 第4章 各施策における主な取組

ス(減塩調味料の利用、野菜のおかわり、主食の量の調節等)を提供している施設を登録します。

また県ホームページ等により、利用促進を図ります。

### ○健康情報ステーションによる情報提供【健康長寿社会づくり推進課】※再掲

県民の健康づくりを支援するため、飲食店や公民館等に健康情報ステーションを設置し、定期的に情報発信を行います。

### ○食育セミナー【健康長寿社会づくり推進課】

消費者に直接働きかける食品事業者等の食育活動や職場における従業員等への食育推進につなげるため、企業における食育の役割への理解を深める食育セミナーを開催します。

### ○「いただきますの日」の推進【健康長寿社会づくり推進課】※再掲

家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の役割を再認識するために、6月の「食育月間」の他、毎月19日を「いただきますの日」として普及します。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)	
<b>9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす</b>			
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 % (R6)	40%以上	
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 % (R6)	50%以上	
食塩摂取量の平均値 ※再掲	10.5 g (R4)	7g	
野菜摂取量の平均値 ※再掲	283 g (R4)	350g	
果物摂取量の平均値 ※再掲	95.8 g (R4)	200g	
食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合(20歳以上) ※再掲	23.7 % (R6)	50%以上	

## 3-5 歯科保健活動における食育

健やかで豊かな食生活には、よく噛んで食べることができるよう、むし歯や歯周病を予防し、健全な歯科口腔機能を保持・増進することが重要です。そのため、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性や、ライフステージごとの特性及びライフコースアプローチを踏まえ、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進します。

また、誤えん・窒息予防の観点から、食べ方に着目した食育を推進します。

### 【施策の方向性】

■80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020(ハチマル・ニイマル)運動」などの推進を通じた取組を引き続き進めるとともに、乳幼児期における口腔機能の発達支援や高齢者の口腔機能低下への対応など、各ライフステージに応じた歯科口腔保健分野

における食育を推進します。

- 市町村保健事業、学校、保育所、幼稚園、認定こども園での歯科保健活動と食育の活動を連動させ、むし歯予防や歯周病予防のための適切な指導、健全な口腔機能に関する情報提供を推進します。

### 《主な事業例》

#### ○歯科口腔保健に係る普及啓発[健康長寿社会づくり推進課]

歯と口の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの重要性などの普及啓発を行います。

#### ○オーラルフレイル予防普及促進事業[健康長寿社会づくり推進課]

オーラルフレイルは、軽微なお口の衰えをいい、要介護状態へ進む要因の一つともいわれています。オーラルフレイルの普及啓発を図るために、様々な周知活動や市町村事業等と連携したオーラルフレイルチェック体験等に取り組みます。

#### ○口腔機能育成支援事業[健康長寿社会づくり推進課]

食べる喜び、話す楽しみ等の QOL(生活の質)向上等のために、口腔機能の獲得・維持向上を図るには、各ライフステージにおける適切な取組が必要であることから、多職種で連携し支援していきます。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)	
10 ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす			
ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合(20歳以上) ※再掲	46.2 % (R4)	55%以上	

### 3-6 災害時に備えた食育の推進

日本では、近年、地震災害だけでなく台風・大雨・洪水等の災害が発生し、その度に食事の問題が生じています。県内においても、河川の氾濫等で避難生活を余儀なくされる場合等により外出が困難になるなど、平時からの食の備えがますます重要となっています。

また、災害時の栄養・食生活支援は、新たな健康問題の発生や、持病や障害を持つ被災者の症状が悪化する等の二次健康被害を最小限にとどめるだけでなく、食の質の向上により被災者の心の安定をもたらし、生活の復旧・復興への意欲を高め、より早く平常時の生活に戻るために非常に重要な活動です。

#### 【施策の方向性】

- 県及び市町村の災害対策部門と連携し、行政栄養士や、栄養士会、食生活改善推進員等の関係団体が協力して災害時に栄養・食生活支援活動を行えるよう体制整備を図ります。
- 平時から災害に備え、栄養バランスの配慮やローリングストックの手法といった備蓄方法などの食の備えへの重要性や方法について普及啓発します。

### 《主な事業例》

#### ○群馬県災害時栄養・食生活支援ガイドラインの普及【健康長寿社会づくり推進課】

市町村や給食施設等を支援するため、平時からの備えや、災害時における栄養・食生活支援に関するガイドラインを普及します。

#### ○特定給食施設等指導事業【健康長寿社会づくり推進課】※再掲

特定給食施設等の現状把握及び施設種別ごとの課題分析を行い、巡回指導や栄養管理講習会を実施し、施設に応じた指導・支援を行います。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)	
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合 (20歳以上) ※再掲	23.7 % (R6)	50%以上	

## 第4節 生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化

### 現状と今後の方向性

食育の推進、特に食に対する感謝の心を深めていく上で、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解が重要であり、生産者と消費者との顔が見える関係の構築等によって、「食」と「農林水産業」のつながりの深化を図ることが求められています。

また、県民の食卓と農の現場の距離が遠くなる中、農林水産物の生産現場に対する関心や理解を深めるだけでなく、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深めることが重要となっています。

農林水産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は、食育を進めていく上で貴重な場であることから、これを支える農山村コミュニティの活性化も必要となっています。

生産者と消費者との交流の促進、エシカル消費<sup>1</sup>の推進、食品ロスの削減、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等が図られるよう、適切な取組を行う必要があります。

### 取り組むべき施策

#### 4-1 豊かな体験活動・生産者と消費者との交流を通じた食育の推進

農林水産物の生産における様々な体験活動の機会を拡大し、生産から消費までの食の循環の中で様々な関係者によって食が支えられていること等、食に対する関心と理解を深めることが必要です。

そのため、消費者が農業に触れ合える機会を提供したり、都市住民と農業者の交流促進に向けて、農山村情報の提供や受入体制を整備するなど、グリーン・ツーリズムを推進します。

#### 【施策の方向性】

- 群馬県は、全国でも有数の農産物の生産県であり、その恵まれた環境を活かして、生産者団体や食品関連事業者等による食育活動や食に関する情報提供の取組を推進するとともに、地域の人材を活用した豊かな体験活動を推進します。
- 農林漁業者等が、学校等の教育関係者を始めとした食育を推進する広範な関係者等と連携し、幅広い世代に対して農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供できるよう体制を整備するとともに、活動への支援を行います。
- 県内における体験活動の事例やノウハウ等を提供するなど、生産者団体や食品関連事業者等による様々な取組に関する情報発信を促進します。

#### 《主な事業例》

##### ○グリーン・ツーリズムキャラバンの推進【農政課】

団体等が行うグリーン・ツーリズムの普及活動や都市住民に向けた広報宣伝、交流イベント等の開催に対して補助金を交付し、支援します。

1 エシカル消費：人や社会、環境、地域に配慮した消費行動

○地域連携システム整備【農政課】

グリーン・ツーリズム実践団体が行う旅行者等の受入体制整備に対して補助金を交付し、支援します。

○やま・さと応縁隊活動調査【農政課】

群馬県内の大学生等が「やま・さと応縁隊」として活動し、若い豊かな視点と専門性を活かして地域の魅力を再発見し、地域内外への発信や活用方法の検討・提案を行うことで、中山間地域の活力創出を目指します。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)	
<b>5 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす</b>			
食農体験学習をしている幼稚園の割合 ※再掲	96.4 % (R6)	100%	
食農体験学習をしている保育所の割合 ※再掲	92.5 % (R6)	100%	
食農体験学習をしている認定こども園の割合 ※再掲	94.7 % (R6)	100%	

## 4-2 地産地消の推進

地域で生産された豊かな農産物を積極的に活用し、地産地消を推進することにより、生産に携わる多くの関係者の努力や苦労を理解し、食への感謝の心を育むとともに、食に関わる地域の風土や文化、様々な産業などへの理解促進につなげていきます。

### 【施策の方向性】

- 環境への負荷を減らし、食の持続可能性を高めるため、産地や生産者を意識し環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶエシカル消費等を普及啓発します。
- 地産地消を呼びかけ、「ぐんま地産地消推進店」等を認定することで、消費者が県産農畜産物を入手できる環境を整えます。
- 保育所給食や学校給食等における地場産物の活用を促進し、子どもたちに郷土愛や感謝の心を育みます。
- 生産者等と学校等の連携やつながりを支援し、地場産物の魅力を理解していただくとともに、地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築に努め、地域の農産物の利用拡大を進めます。

### 《主な事業例》

○地産地消サポート【ぐんまブランド推進課】

県産農産物の県内における利用を促進するため、県産農産物やその加工品等を販売又は利用する小売店・飲食店・宿泊施設等を「ぐんま地産地消推進店」として認定し、啓発資材の配布や、関連情報の発信・PR等の支援を行います。

○学校給食地場産農産物利用促進[ぐんまブランド推進課]

学校給食への地場産農産物の利用を促進するために、栄養教諭等の学校給食関係者や食材供給者向けの講演会を開催します。

○学校給食への有機農産物利用推進事業[農政課]

群馬県産有機農産物の販路拡大と次代を担う子どもや保護者への理解促進を目的に、県産有機農産物を利用した学校給食事業を実施します。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)	
<b>7 学校給食等における地場産物の活用を増やす</b>			
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数 ※再掲	12 回/月 (R6)	月12回以上	
学校給食における県産食材利用割合(金額ベース) ※再掲	64.8 % (R6)	維持	
<b>11 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす</b>			
ぐんま地産地消推進優良店の認定数	102 店舗 (R6)	110店舗	
地場産物の購入を実践している県民の割合(20歳以上)	23.9 % (R6)	50%以上	

### 4-3 食品ロスの削減の推進

食品ロスの削減は、国際的に重要な課題として、持続可能な開発目標(SDGs)においても柱の1つに位置付けられており、我が国でも、家庭系、事業系ともに大幅な削減目標の達成を目指しています。

群馬県では2019(令和元)年12月に、「2050年向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』」の宣言5として食品ロス「ゼロ」を掲げ、「MOTTAINAI(もったいない)」の心で食品ロスを無くすことを目標にしています。食品ロス「ゼロ」の実現には、生産から消費までの一連の流れを意識しつつ、各主体が連携して取り組むことが重要です。

また、環境に配慮した暮らしを築いていくことの大切さについて理解を深めるため、資源循環の推進などの取組を学ぶ機会を提供します。

#### 【施策の方向性】

■県民及び事業者に「MOTTAINAI(もったいない)運動」が定着し、食品の製造、販売、消費の各段階で、食品ロスの発生抑制を実現させます。また、県内全ての地域にフードバンクが設置され、支援を必要とする人に食品を届ける活動を定着させます。

#### 《主な事業例》

○食品ロス「ゼロ」推進[廃棄物・リサイクル課]

「MOTTAINAI(もったいない)運動」としては、食品の使いきり・料理の食べきり・生ごみの水きりを行う「3きり運動」や宴会等における食べ残しの削減を呼びかける「30・10(さんまる・いちまる)運動」、外食時の食べ残しの持ち帰り、飲食店や旅館・ホテル、食品小売店による食

## 第4章 各施策における主な取組

品ロス削減の取組を広く紹介する「ぐんま食品ロス削減推進店登録制度」を推進します。

フードバンク活動の支援としては、県内活動団体の情報の県ホームページへの掲載や相互の情報交換会を行います。また、県庁及び地域機関等でフードドライブを実施し、活動団体に食品を寄付するなど、フードドライブの普及拡大を図ります。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)	
12 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす			
食べ残しや食品の廃棄の削減を実践している県民の割合(20歳以上)	35.2 % (R6)	50%以上	

## 第5節 食文化の継承のための活動

### 現状と今後の方針

日本は、四季折々の食材に恵まれており、長い年月を経て地域の伝統的な行事や作法と結び付いた食文化が形成されました。和食の基本形である一汁三菜の献立をベースとして、ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶など多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせた栄養バランスに優れた「日本型食生活」は、日本人の平均寿命の延びにもつながっています。

日本人の伝統的な食文化である「和食」は、保護・継承が必要な文化として、2013（平成25）年12月にユネスコ無形文化遺産に登録されており、生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第5版」では、健康的で持続可能な食生活の重要なモデルとなり得るもののが数多くあるとして、日本の伝統的な食生活が例示されています。

しかし、共働き世帯や単身世帯の増加、社会構造の変化や食の外部化などライフスタイルの変化により、地場産物を生かした郷土料理、その作り方や食べ方、食事の際の作法等、優れた伝統的な和食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつあります。

このため、食育活動を通じて食文化への関心を高め、郷土料理、伝統食材、食事の作法等、伝統的な地域の多様な和食文化を次世代へ継承するとともに、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育むための取組が重要です。

### 取り組むべき施策

#### 5-1 それぞれの世代における伝統的な食文化に接する機会の拡大

若い世代やシニア世代、単身世帯などにターゲットを広げながら、身近に健康的な和食を食べる機会を増やす活動を官民が共同して推進します。

また、子どもが早い段階から興味・関心をもって伝統的な食文化について学ぶことができるよう、学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れるとともに、食に関する指導や地域の行事等における伝承活動を促進します。

#### 【施策の方向性】

- 各地で開催する行事等において、伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理等の紹介や体験を盛り込み、これらに触れる機会を提供します。
- 学校給食に郷土食を取り入れることで、地域の食文化等についての理解を深めます。

#### 《主な事業例》

##### ○食育イベントの開催【健康長寿社会づくり推進課】※再掲

県民を対象に、和食文化への関心を高めるとともに、バランスの取れた食生活や野菜の適切な摂取など、日々の食生活改善につなげる契機とする食育イベントを開催します。また、ぐんま食育応援企業と連携し、食文化に触れる機会を提供し、幅広い世代の食育の推進を図ります。

##### ○郷土食や地場産物の活用による学校給食の充実【(教)健康体育課】

学校給食に地場産物を活用し、郷土食を取り入れることで、地域の自然・食文化等について理解を深めることや、地場産物の生産・流通等を理解することにつながります。学校給食が生

きた教材となるよう郷土食や地場産物を活用した献立を工夫します。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	(年次)	目標値(令和12年度)
<b>9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす</b>			
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 %	(R6)	40%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 %	(R6)	50%以上
<b>13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす</b>			
郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている若い世代の割合 ※再掲	38.4 %	(R6)	60%以上
郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民の割合(20歳以上)	41.8 %	(R6)	60%以上

## 5-2 和食文化の保護・継承活動の推進

地域の食文化を理解し、食材を活かす知恵を守り伝えていこうとする気持ちを育むため、地域に根ざしたボランティア活動等の中で、食文化を継承する活動を推進します。

### 【施策の方向性】

■地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承するため、地域の食文化に精通した専門調理師や調理師、食生活改善推進員、農業従事者等の人材の協力を得て、地域の料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理、和食文化を理解し、守り伝える活動を推進します。

また、産業界との連携による伝統的な和食文化との接点の拡大を検討します。

### 《主な事業例》

#### ○地域食文化継承事業【健康長寿社会づくり推進課】

専門家や食生活改善推進員等と食文化継承に関する情報交換や課題検討を行い、食文化継承のための研修会や料理講習等を開催します。また、食文化継承テキストを活用し、「和食の日(11月24日)」の普及とともに、家庭や地域において継承されてきた特色ある伝統料理・郷土料理などの和食文化を普及します。

#### ○食生活改善推進員の活動支援【健康長寿社会づくり推進課】※再掲

食生活改善推進員が実施する親子で楽しく食育を体験できる「おやこの食育教室」や世代別に取り組む生活習慣病予防のための「スキルアップ事業」等の地区組織活動を支援します。

## 第4章 各施策における主な取組

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)	
<b>9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす</b>			
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 % (R6)	40%以上	
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 % (R6)	50%以上	
<b>13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす</b>			
郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている若い世代の割合 ※再掲	38.4 % (R6)	60%以上	
郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民の割合(20歳以上) ※再掲	41.8 % (R6)	60%以上	

## 第6節 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報提供

### 現状と今後の方針

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら適切に食品を選択していくことが必要であり、そのための適正な情報提供が求められています。

また、食育をより効果的に推進していく上で、各種の資料や情報を収集・分析し、これに立脚しつつ取り組むことが欠かせません。

そのため、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究に関する取組を進めるとともに、食の安全に関する正確かつ適切な情報を SNS など多様な手段で発信することが重要です。

### 取り組むべき施策

#### 6-1 消費者に対する食の安全情報発信の充実

食の安全に関する多くの情報が氾濫する中、正しい情報を見極め、適切に行動できるよう、消費者の食の安全に関する知識習得を支援します。

2023(令和5)年に実施した「食品の安全等に関する県民意識調査」の結果では、県民の8割以上(81.8%)が「食品の安全性に関して関心がある」と回答しています。この結果を受け、食の安全について正確な知識が得られる環境づくりを推進し、食の安全に関する情報を迅速に分かりやすく提供します。

#### 【施策の方針】

- 高齢者や外国人県民を含め消費者へ、家庭における食中毒予防や食品表示の活用等、食の安全に関する情報を、迅速に正しく分かりやすく提供します。
- 県公式LINEアカウント「群馬県デジタル窓口」等、DXの活用を含め、様々な機会・手法を活用して、多くの消費者が食の安全に関する知識を習得できる機会を提供します。

#### 《主な事業例》

##### ○食品表示に関する現地講座の開催【食品・生活衛生課】

消費者が食品表示制度について学ぶことができるよう、スーパー等での現地講座を開催します。

##### ○食の安全に関する情報紙等の発行【食品・生活衛生課】

食の安全に関する情報紙「ぐんま食の安全情報」を定期的に発行し、ボランティアである「ぐんま食の安全情報通信員」等を通じて県民へ配布します。

##### ○SNSによる定期情報発信の実施【食品・生活衛生課】

県公式 LINE アカウント「群馬県デジタル窓口」内の「ぐんま食の安全情報」の配信、「ぐんま食の安全情報公式 Facebook」、「ぐんま食の安全情報公式 X」等の SNS を活用し、消費者に対して、食の安全に関する情報を、定期的にわかりやすく提供します。

##### ○食物アレルギーに関する理解の促進【食品・生活衛生課】

食物アレルギー啓発資料の作成やオンラインセミナーの開催等により、消費者等に対して、

正しい知識の普及・啓発に努めます。

関連する数値目標		
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)
<b>14 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす</b>		
食物アレルギーセミナー受講者の理解度	90.5 % (R6)	95%以上

## 6-2 消費者・生産者・食品等事業者・行政等の相互理解の促進

食品に対する不安を解消するため、消費者、生産者、食品等事業者、行政等、それぞれの取組について相互理解するための機会を提供します。

### 【施策の方向性】

■生産・加工・流通の現場見学や生産者、食品等事業者等との意見交換を通じて、消費者の食の安全に関する理解促進を図ります。

### 《主な事業例》

#### ○DXを活用したリスクコミュニケーションの実施【食品・生活衛生課】

県公式LINEアカウントを活用した食の安全に関する双方向のリスクコミュニケーションを実施し、消費者との食の安全に関する情報及び意見の交換を促進します。

#### ○食の安全理解促進事業【食品・生活衛生課】

県内の大学と連携を図り、食の現場を通じて、大学生、食品等事業者、行政間で意見交換を行い、食の安全についての理解を促進します。

関連する数値目標		
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)
<b>14 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす</b>		
食物アレルギーセミナー受講者の理解度 ※再掲	90.5 % (R6)	95%以上

## 6-3 実態調査の実施と活用

エビデンスに基づいた食育を推進するため、県民健康・栄養調査や食育に関する実態調査等を実施し、食育推進の基礎的なデータとして、その成果を活用していきます。

### 【施策の方向性】

■計画の進捗状況及び目標指標の評価を行い、その評価に基づき施策展開の見直し、改善を図

ることが重要です。また、経年的な推移を注視することも必要であり、これまで経年に実施してきた実態調査を継続して実施していきます。

- 食に関する消費者の意識や食生活の実態等について調査及び分析を行い、その結果を広く公表するとともに、活用を図ります。
- 肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防するためには、食生活や栄養と健康に関する科学的根拠の蓄積が必要であることから、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析等を推進し、その成果を公表するとともに、活用を図ります。

### 《主な事業例》

#### ○食育に関する実態調査[健康長寿社会づくり推進課]

食育等に関する県民意識を的確に把握し、計画の評価及び次期計画の策定等の基礎資料とする目的を実施します。

#### ○県民健康・栄養調査[健康長寿社会づくり推進課]

県民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、県民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために、調査を実施します。

## 第7節 食育推進運動の展開と社会環境づくり

### 現状と今後の方針性

これまで、毎年6月の食育月間及び毎月19日の「いただきますの日」(食育の日)を中心に、多様な関係者がそれぞれの立場から食育に取り組み、推進してきました。

また、全ての市町村において食育推進計画が策定されたこと等により、地域における食育推進の体制が整備され、食育活動を支える体制が充実しました。

しかしながら、食育への関心度を一層高めるためには、食育への関心が低い層にも更なる充実が必要です。

今後も、関係団体、企業、ボランティア等関係者が主体的かつ多様に連携・協力を図り、県民が自然に健康的な食生活を実践できるよう、全県的な食育推進運動を展開する必要があります。

さらに、食育の推進に関して、マスメディアやインターネットメディア等を通じた県民への働きかけを積極的に行い、関係団体、企業、地域等へ周知を図ります。

### 取り組むべき施策

#### 7-1 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立

食育推進運動の展開に当たっては、多様な主体による取組を促すとともに、食育を推進する関係団体、企業、ボランティア等に広範囲かつ横断的な連携・協力を呼びかけ、関係者相互の情報及び意見の交換が促進されるよう、連携・協力体制を確立します。

さらに、一人でも多くの県民が食育に関する活動を自ら実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を提示して理解の促進を図り、継続的に食育推進運動を展開します。

#### 【施策の方向性】

- 県全体や各地域の状況に応じた食育推進の取組充実のため、市町村、関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図ります。
- 食品関連事業者等が消費者に対して、商品やメニュー等の食に関する情報提供、工場・店舗の見学、調理体験、農林漁業体験、出前授業の開催等多様な取組を行うよう連携を図ります。また、職場における従業員等への食育等が推進されるよう連携を図ります。
- 食生活改善推進員を始めとした各種ボランティアの地域に密着した活動が、NPOや学校等と連携・協働して展開されるよう支援します。

#### 《主な事業例》

##### ○元気県ぐんま21推進会議[健康長寿社会づくり推進課]

学識経験者や関係団体等により構成される本会議において、健康増進施策や地域・職域連携施策と併せて食育推進について協議し、県民の健康づくり対策を一体的、総合的に推進します。

##### ○食育推進会議[健康長寿社会づくり推進課]

県内の食育に関係する様々な団体で構成する食育推進会議の団体同士の連携を強化するとともに、構成団体が実施する食育活動の情報提供や協力体制を強化します。

○地域食育ネットワーク会議[健康長寿社会づくり推進課]

保健福祉事務所を中心に県内の5つのブロックで地域食育ネットワーク会議を開催し、各地域の実情に応じた食育活動の検討や意見交換を行います。

○ぐんま食育応援企業登録制度[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

食育を応援する県内企業を募集、登録します。登録企業は、従業員やその家族、地域への食育の取組を推進します。

○食育推進リーダースキルアップの機会の提供[健康長寿社会づくり推進課] ※再掲

地域の食育をコーディネートできるリーダーとして養成した「食育推進リーダー」が、食育の担い手として地域で活動できるように研修会を開催します。

関連する数値目標			
目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)	
15 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
食育の推進に関わるボランティア数	8944 人 (R6)	維持	

## 7-2 市町村と一体となった食育推進運動の展開

全ての市町村において、食育に関する取組の充実が図られるよう、引き続き、地域の特性を勘案し、各市町食育推進計画に基づく取組を支援します。

### 【施策の方向性】

- 毎年6月の「食育月間」において、市町村、関係機関や団体等との緊密な連携・協力を図り、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施します。食育に対する理解が深まるよう、県民の食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図ります。
- 市町村を対象とした食育推進研修会の開催等を通じて、最新情報の学習機会の提供や先進事例の共有、市町村との意見交換や情報共有を推進します。

### 《主な事業例》

○地域食育連携促進事業[健康長寿社会づくり推進課]

地域の特性を生かした食育実践活動を推進するために、県内5ブロックごとの地域食育推進ネットワーク会議等に関わる多様な関係者が特性や立場を活かしつつ、保健福祉事務所が中心となり連携・協働した事業を実施します。

○市町村食育推進研修会[健康長寿社会づくり推進課]

市町村が地域の特性等を踏まえて策定した食育推進計画の推進を支援するため、研修会を開催します。

○食育に関する普及啓発[健康長寿社会づくり推進課]

群馬県の SNS やホームページ、新聞、ラジオ等、各種媒体を活用し、6月の食育月間、毎月19日の食育の日(いただきますの日)等を中心に食育に関する情報を発信します。

### 7-3 優良取組事例の発信

食育が県民に浸透し、自発的な取組が行われるために、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の食育関係者が行う活動が更に活発化し、その成果の向上につながる環境を支援することが重要です。県内各地において食育推進活動を促進するため、優れた食育活動を広く紹介し、その成果の波及を図ります。

#### **【施策の方向性】**

- 民間団体や関連事業者等の関係者が自発的に行う活動が、地域で積極的に展開されるよう、関係者間の情報共有を促進します。また、優れた活動を推奨するため、食育活動に対する表彰を行います。

#### **《主な事業例》**

##### **○食育セミナー[健康長寿社会づくり推進]※再掲**

消費者に直接働きかける食品事業者等の食育活動や職場における従業員等への食育推進につなげるため、企業における食育の役割への理解を深める食育セミナーを開催します。

##### **○食育推進活動優良表彰[健康長寿社会づくり推進課]**

県内で食育の推進に貢献する優れた活動を行っている個人、団体を表彰します。また、優良活動事例集を作成し、県ホームページ等で広く照会します。

### 7-4 社会・生活環境の変化に応じた食育の推進

近年の単身世帯の増加やライフスタイルの多様化など、県民の生活環境の変化に加え、食の経済性志向や簡便化志向の高まりなど、社会全体の変化が進んでいる状況に対応し、県民一人ひとりが自らのライフスタイルに応じて食育を実践できるよう、各世代への効果も踏まえた、ニーズ応じた食育の取組を推進します。

また、SNS やデジタル媒体等を活用した効果的な情報発信により、より多様な世代や生活スタイルに寄り添った食育を展開します。

#### **【施策の方向性】**

- 情報発信の媒体や方法を工夫し、各世代への効果も踏まえた、ニーズ応じた食育の取組を推進します。
- 産業界と連携し、外食産業（飲食店）に加え中食産業（惣菜店、スーパーマーケット）においても、健康な食事提供の取組を推進します。

#### **《主な事業例》**

##### **○機会をとらえた望ましい食習慣の啓発[健康長寿社会づくり推進] ※再掲**

食育イベントでの情報発信や地域食育ネットワーク会議などでの市町村や関係機関との連携・情報共有の機会を積極的に活用し、朝食やバランスの良い食事、野菜・果物の適切な摂取、減塩の重要性を啓発します。また、SNS や地域メディアを活用した啓発も推進します。

##### **○「いただきますの日」の推進[健康長寿社会づくり推進課] ※再掲**

家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の役割を

## 第4章 各施策における主な取組

再認識するために、6月の「食育月間」の他、毎月 19 日を「いただきますの日」として普及します。

### ○健康づくり協力店の推進[健康長寿社会づくり推進課] ※再掲

食を通じた健康づくりを推進するため、飲食店、事業所給食施設、小売業等販売店舗を対象に、健康メニュー（食塩、野菜、エネルギーが1食あたりの基準を満たすメニュー）や健康サービス（減塩調味料の利用、野菜のおかわり、主食の量の調節等）を提供している施設を登録します。

また県ホームページ等により、利用促進を図ります。

## 第5章 数値目標・事業指標

### 第1節 数値目標設定の考え方

第4次計画の数値目標の達成状況や、群馬県が目指す食育の方向を踏まえ、①目標を達成しておらず、引き続き目指すべき目標、②目標は達成したが、一層推進を目指すべき目標、③新たに設定する必要がある目標を設定します。

### 第2節 食育の推進に当たっての具体的な目標

1. 県民の健康寿命を延ばす
2. 食育に関心を持っている県民を増やす
3. 朝食を欠食する県民を減らす
4. 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
5. 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす
6. 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす
7. 学校給食等における地場産物の活用を増やす
8. 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
9. 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす
10. ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす
11. 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす
12. 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす
13. 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす
14. 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす
15. 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす

## ■数値目標一覧

取組の成果を検証するため、2030(令和12)年度までに達成する数値目標を設定しています。

具体的な目標			
目標番号	目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)
<b>1 県民の健康寿命を延ばす</b>			
①	健康寿命 男性	73.4 年 (R4)	73.82年
②	健康寿命 女性	75.5 年 (R4)	76.95年
<b>2 食育に関心を持っている県民を増やす</b>			
③	食育に関心を持っている県民の割合(20歳以上)	67.4 % (R6)	90%以上
<b>3 朝食を欠食する県民を減らす</b>			
④	朝食を全く食べない小学生の割合	1.2 % (R6)	0%
⑤	朝食を全く食べない中学生の割合	1.9 % (R6)	0%
⑥	朝食をほとんどを食べない若い世代の割合 男性	19.6 % (R6)	10%以下
⑦	朝食をほとんどを食べない若い世代の割合 女性	18.8 % (R6)	10%以下
<b>4 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす</b>			
⑧	朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(20歳以上)	7.6 回/週 (R6)	11回以上/週
<b>5 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす</b>			
⑨	食農体験学習をしている幼稚園の割合	96.4 % (R6)	100%
⑩	食農体験学習をしている保育所の割合	92.5 % (R6)	100%
⑪	食農体験学習をしている認定こども園の割合	94.7 % (R6)	100%
⑫	食育の指針や計画を定めている幼稚園の割合	69.1 % (R6)	100%
⑬	食育の指針や計画を定めている保育所の割合	93.7 % (R6)	100%
⑭	食育の指針や計画を定めている認定こども園の割合	89.9 % (R6)	100%
<b>6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす</b>			
⑮	食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合	78.6 % (R6)	80%以上
<b>7 学校給食等における地場産物の活用を増やす</b>			
⑯	栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	12 回/月 (R6)	月12回以上
⑰	学校給食における県産食材利用割合(金額ベース)	64.8 % (R6)	維持
<b>8 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす</b>			
⑱	地域で共食したいと思う人が共食する割合(20歳以上)	41.4 % (R6)	75%以上

具体的な目標			
目標番号	目標項目	現状値 (最終評価見込み値) (年次)	目標値(令和12年度)
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
⑯	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	32.7 % (R6)	40%以上
⑰	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上)	42.2 % (R6)	50%以上
⑱	食塩摂取量の平均値	10.5 g (R4)	7g
⑲	野菜摂取量の平均値	283 g (R4)	350g
⑳	果物摂取量の平均値	95.8 g (R4)	200g
㉑	食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合(20歳以上)	23.7 % (R6)	50%以上
10 ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす			
㉒	ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合(20歳以上)	46.2 % (R4)	55%以上
11 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす			
㉓	ぐんま地産地消推進優良店の認定数	102 店舗 (R6)	110店舗
㉔	地場産物の購入を実践している県民の割合(20歳以上)	23.9 % (R6)	50%以上
12 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす			
㉕	食べ残しや食品の廃棄の削減を実践している県民の割合(20歳以上)	35.2 % (R6)	50%以上
13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす			
㉖	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている若い世代の割合	38.4 % (R6)	60%以上
㉗	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民の割合(20歳以上)	41.8 % (R6)	60%以上
14 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす			
㉘	食物アレルギーセミナー受講者の理解度	90.5 % (R6)	95%以上
15 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
㉙	食育の推進に関わるボランティア数	8944 人 (R6)	維持

群馬県食育推進計画(第5次)ぐんま食育こころプラン

■取り組むべき施策と数値目標との関係

● 数値目標 ○ 関連する目標

全体目標	共通目標	施策展開(7つのテーマ)	取り組むべき施策	1.家庭における食育		2.学校、保育所等における食育				の子どもの健康状態改善等						
				1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3							
				け健全な食育の生活の推進の実践に向	生涯を通じた食育の推進	庭な基本の「形な共食生活」の習慣の推進	育就学前の支援	動学校給食を通じた食育活動	連携したおける関連教科							
具体的な目標		目標番号														
3 朝食を欠食する県民を減らす		朝食を全く食べない割合														
4 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす		朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(20歳以上)														
5 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす		食農体験学習をしている割合														
6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす		食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合														
7 学校給食等における地場産物の活用を増やす		栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数														
8 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす		学校給食における県産食材利用割合(金額ベース)														
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす		地域で共食したいと思う人が共食する割合(20歳以上)														
10 ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす		主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている割合														
11 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす		若い世代(20~30歳代)														
12 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす		県民(20歳以上)														
13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす		食塩摂取量の平均値														
14 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす		野菜摂取量の平均値														
15 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす		果物摂取量の平均値														
16 食育の推進に関わるボランティア数		食べ残しや食品の廃棄の削減を実践している県民の割合(20歳以上)														
17 食育の推進に関わるボランティア数		郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている割合														
18 食育の推進に関わるボランティア数		若い世代(20~30歳代)														
19 食育の推進に関わるボランティア数		県民(20歳以上)														
20 食育の推進に関わるボランティア数		食物アレルギーセミナー受講者の理解度														
21 食育の推進に関わるボランティア数		食育の推進に関わるボランティア数														

第5章 數值目標・事業指標

3.地域における食育						4.生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化			5.食文化の継承のための活動		6.食品安全性・栄養その他 の食生活に関する調査・研究・情報提供			7.食育推進運動の展開と社会環境づくり				
3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	4-1	4-2	4-3	5-1	5-2	6-1	6-2	6-3	7-1	7-2	7-3	7-4	
る健康寿命の延伸につながる食育の推進	育多様な暮らしを支える食の推進	若い世代の推進	企業における食育の推進	育歯科保健活動における食育の推進	進災害時に備えた食育の推進	食と消費者の推進	地産地消の推進	食品ロスの削減の推進	機会統一のそれまでの文化の伝承	和食文化の保護・継承	消費者の解消の促進	消費者の実態調査の実施と活用	立ける連携・協動の体制の確立	市町村と一緒に育む連携運動の展開	優良取組事例の発信	社会に応じた食育環境の推進		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	④	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	⑤	
○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	⑥	
○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	⑦	
○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	⑧	
○	●	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	⑨	
○	●	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	⑩	
○	●	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	⑪	
○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑫	
○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑬	
○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑭	
○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	
○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	⑯	
○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	⑰	
○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	⑱	
●	●	●	●	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	⑲	
●	●	○	●	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	⑳	
●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	㉑	
●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	㉒	
●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	㉓	
●	●	○	●	●	●	●	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	㉔	
●	○	○	○	●	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	㉕	
●	○	○	○	●	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	㉖	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	㉗	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	㉘	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	㉙	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	㉚	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	㉛	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	㉜	

## ■事業指標一覧

実施した施策・事業の進捗状況を確認するために指標項目を設定しています。

指標番号	指標項目	現状値 (最終評価見込み値)
1	本県のオリジナル食育教材の種類	10 種類
2	妊産婦・乳幼児や高齢者の食育支援のための研修会の開催	2 回/年
3	おやこの食育教室の開催	109 回/年
4	おやこの食育教室の参加者	1,727 人/年
5	給食施設栄養管理講習会の開催	2 回/年平均
6	保育充実促進費補助施設	93 施設
7	郷土食や地場産物等を活用した献立についての研修会の開催	1 回/年
8	学校給食ぐんまの日における「郷土食」を提供する学校給食施設	170 施設
9	学校における食育推進のための各種会議・研修会の開催	2 回/年
10	保育士等に対する研修会の開催	5 回/年
11	スポーツ栄養のための人材育成事業の実施	1 回/年
12	「健康づくり協力店」店舗数	668 施設
13	健康情報ステーション設置数	645 施設
14	行政栄養士等地域保健研修会の開催	1 回/年
15	食育推進リーダースキルアップ研修会の開催	2 回/年
16	若い世代食育推進協議会の開催	7 回/年
17	ぐんま食育応援企業との連携イベントの開催	1 回/年
18	ぐんま食育応援企業登録数	126 件
19	ぐんま食品ロス削減推進店の登録店舗数	1,441 店舗 ※R7.8.20時点
20	地域食文化継承事業の実施	1 回/年
21	食品表示に関する現地講座開催数	2 回/年
22	食の安全に関する情報紙等の発行回数	10 回/年
23	SNSによる定期情報発信の回数	52 回/年
24	DXを活用したリスクコミュニケーションの実施回数	- 回/年
25	食の安全理解促進事業開催数	4 回/年
26	県民健康・栄養調査の実施	R3・4 年度
27	食育に関する意識調査の実施	R6 年度
28	食育推進会議の開催	2 回/年
29	地域食育連携促進事業(市町村食育支援事業)	各2 回/5地区